

第2次瑞浪市人権施策推進指針

(瑞浪市人権施策推進審議会案)

令和3年 月

瑞 浪 市

目次

第1章 指針改定にあたって

1 指針改定の趣旨	1
2 基本的な考え方	1
3 指針の位置づけ	2
4 指針の期間	3

第2章 人権施策の推進

1 人権教育・人権啓発	5
2 相談体制	6
3 推進体制	6

第3章 基本方針

1 施策の体系	7
---------	---

第4章 人権教育及び啓発等に関する具体的な施策と内容

1 共通項目	9
2 分野別の施策展開	12
(1) 女性	12
(2) 子ども	17
(3) 高齢者	27
(4) 障がい者	32
(5) 同和問題	37
(6) 外国人	40
(7) 感染症患者	43
(8) インターネットによる人権侵害	45
(9) 性的指向、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人	48
(10) その他	51

用語解説	56
------	----

資料編

1 人権関係年表	61
2 関連法規等	67
世界人権宣言	67
日本国憲法（抄）	71
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	73
関連法規等（抜粋）	75

第1章 指針改定にあたって

1 指針改定の趣旨

本市では、人権施策に対する市の基本理念や方向性を明確にするため、平成23(2011)年3月に「瑞浪市人権施策推進指針(計画期間:平成23年度~令和2年度)」を、また同時に、指針を計画的かつ効果的に具現化するための手立てとして、「瑞浪市人権施策推進行動計画(前期/平成23年度~平成27年度)(後期/平成28年度~令和2年度)」を策定し、人権教育・啓発に取り組んできました。

人権問題をめぐる状況は、今後ますます複雑・多様化することが予想され、一人ひとりの不断の努力によって、人権が尊重される社会を築くことが重要になります。「瑞浪市人権施策推進指針」策定以降の社会情勢等の変化や、令和元(2019)年に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果等も踏まえ、令和3(2021)年度からは、現在の指針を継承・発展させた「第2次瑞浪市人権施策推進指針」に沿って、人権施策を総合的かつ効果的に推進するものとします。

2 基本的な考え方

人権とは、すべての人が生まれながらにして持っているかけがえのない、普遍的に遵守されるべき基本的権利です。

世界人権宣言では、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と規定があり、基本的人権尊重の原則が定められています。

また、我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもと、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。

しかしながら、今日においても依然として家庭、地域社会、学校、職場などの社会生活の中で、身体や生命の安全に関わる事件や、人種、信条、性別、社会的身分などによる不当な差別をはじめ、多種多様な人権侵害が存在しています。また、少子高齢化、情報化、国際化などの進展や価値観の変化に伴い、新たに対応すべき人権課題として、インターネットによる人権侵害、感染症患者や性的マイノリティ[※]への偏見や差別等が生じており、全国的にも人権問題として関心が高まっています。

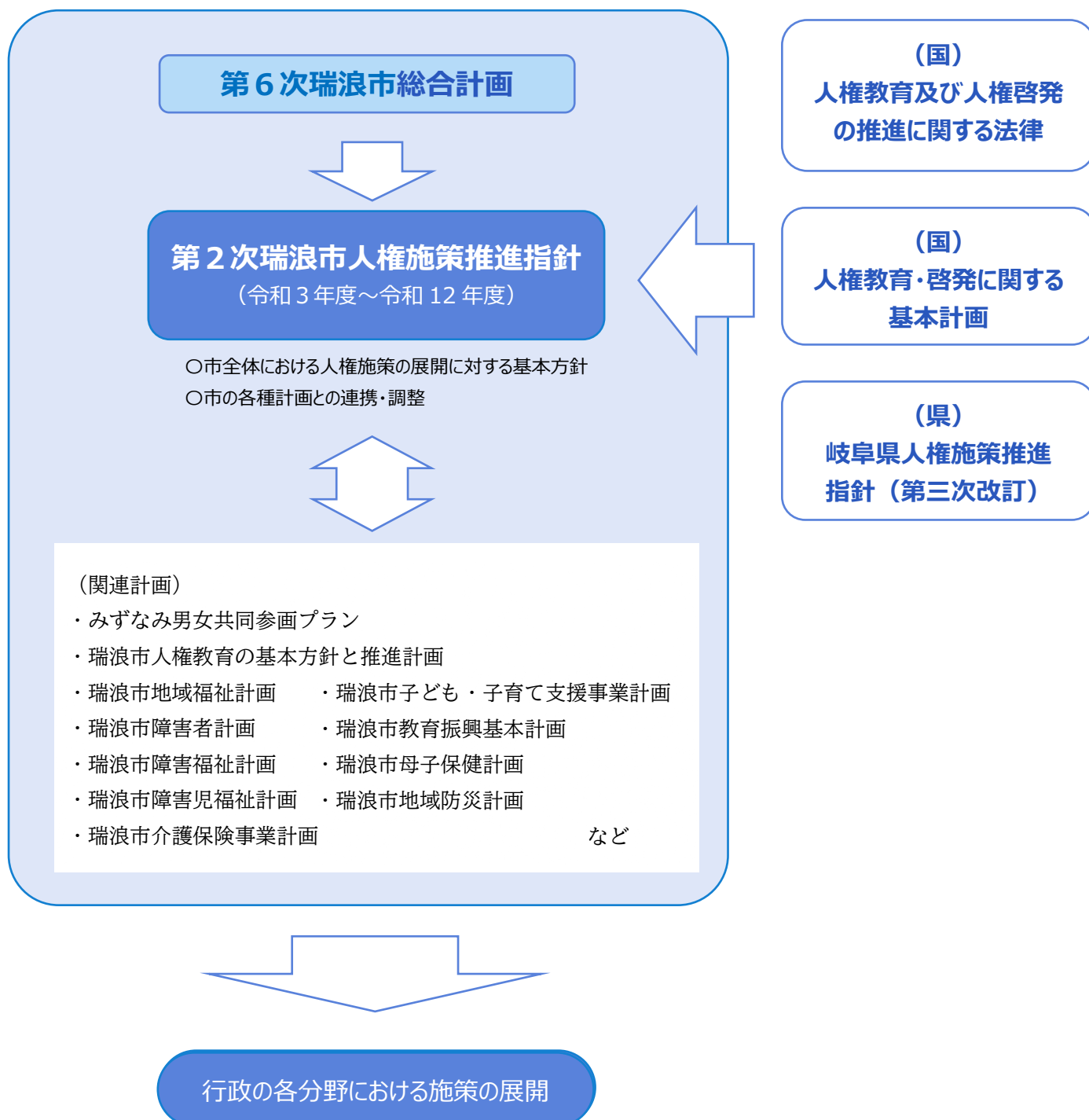
こうした状況を踏まえ、本指針では、市民一人ひとりが人権について正しく理解することで、他者の人権も尊重し、共存していくことの重要性を啓発していくとともに、差別の根底にある偏見をなくす教育活動を推進することで、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指します。

※性的マイノリティ

同性愛者や両性愛者、こころの性とからだの性が一致しない人等の性的少数者をいう。

3 指針の位置づけ

本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定されている地方公共団体の責務に基づいています。策定にあたっては、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や「岐阜県人権施策推進指針 第三次改訂」、人権に関する諸法令の他、「第6次瑞浪市総合計画」等の市の関係計画との整合性を図りながら、関係団体や関係機関と連携し、施策を推進します。



4 指針の期間

「第2次瑞浪市人権施策推進指針」は、現在の「瑞浪市人権施策推進指針」及び「瑞浪市人権施策推進行動計画」の考え方や取り組み内容を継承しますが、「指針」に「行動計画」を内包させた一体型の指針とします。本指針の推進期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間です。令和7（2025）年度には、実施状況の把握と検証を行い、中間見直しを行います。

(年度)

平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 令和1 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
瑞浪市人権施策推進指針 平成23年度～令和2年度				第2次瑞浪市人権施策推進指針 令和3年度～令和12年度										
瑞浪市人権施策推進行動計画（後期） 平成28年度～令和2年度				中間見直し										

第2章 人権施策の推進

1 人権教育・人権啓発

(1) 人権教育

市民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、自分を大切にするとともに、相手を尊重する思いやりの心を育む必要があります。そのためには、学校、家庭、地域などあらゆる場を通して、人権教育を行うことが重要です。

本市においては、学校教育、社会教育の両面においてそれぞれの発達段階に応じた人権教育を推進し、あらゆる差別の解消に努めます。

特に、学校教育においては、思いやりの心や生きる力を育むとともに、「いじめを根絶する」「差別をなくす」という観点から、幼児、児童、生徒の発達段階に即した教育活動を通して、適切に人権教育を推進していきます。

また、社会教育においては、他者の人権を尊重することの必要性を学び、人権尊重の精神を日々の生活に生かしていくために、人権に関する様々な学習機会を提供します。

市民一人ひとりが、人権を尊重した生き方の基礎を培い、日常の暮らしの中で豊かな人間関係を築いていけるよう、学校教育や社会教育を通じて推進していきます。

(2) 人権啓発

人権啓発とは、人権尊重の理念を普及させ、理解を深めることを目的として行われる研修、情報提供、広報活動等を指します。それぞれの発達段階に応じ、人権意識を高め、その重要性を正しく認識できるよう促進するための効果的な啓発活動が求められます。

実施にあたっては、市民や事業者、関係団体等と連携しながら、多様な人権問題の解決に向けた啓発活動を展開し、人権に関する理解を深める機会の提供を推進します。

また、市民福祉の向上に関わる市職員や、子どもの人格形成等に重要な役割を担う教職員等が、常に人権尊重の視点をもって業務を遂行できるよう、各職員の意識啓発についても取り組みます。

市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、さまざまな人権啓発事業の開催や、市広報等を活用した啓発活動などを通じ、今後も継続的な人権啓発を粘り強く実施していきます。

2 相談体制

予期しない偏見や差別等の人権侵害に直面した人や、問題を抱え悩んでいる人には、適切な対応、支援が重要です。相談者が迅速かつ適切な対応を受けられるよう、各種人権問題に関する相談、支援体制の充実に取り組みます。また、ドメスティック・バイオレンス（DV）[※]や児童虐待[※]、インターネットによる誹謗中傷や各種ハラスメント[※]等、多様化・複雑化する人権問題に対応できるよう、国・県、その他関係機関との連携に努めます。

相談窓口については、市民が必要に応じて相談できるよう、広く周知を図ります。

3 推進体制

本市は、人権尊重を行政運営の基本として認識し、人権施策の推進に取り組みます。

また、市の人権施策の推進が広範な取り組みとして展開されるよう、国及び岐阜県と連携・協力を図るとともに、関係団体と一体となって取り組みを進めます。

一方、人権教育や啓発活動に関する施策の企画、立案から実施に際しては、さまざまな人権問題の解決に取り組んでいる各種団体等と連携や協力を図りながら推進します。

また、国内外の動向や社会情勢の変化に応じた施策を適切、的確に推進するため、必要に応じて本指針の見直しを行います。

※ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力。暴力には身体的暴力（殴る、蹴る、物をぶつけるなど）のほか精神的暴力（暴言、交友関係の規制など）や性的暴力（性行為の強制など）、経済的暴力（生活費を負担しない、就労させないなど）を含む。

※児童虐待

親または親に代わる養育者によって子どもに加えられた行為で、子どもの心身を傷つけ、すこやかな成長・発達を損なう行為。身体的虐待・性的虐待・ネグレクト（養育の放棄または怠慢）・心理的虐待の4つに分類される。

※ハラスメント

嫌がらせの意味。性的嫌がらせであるセクシュアル・ハラスメントや、職場内での優位性を背景にした嫌がらせであるパワー・ハラスメント、妊娠出産等を理由に不当な扱いをするマタニティ・ハラスメントなどがある。

第3章 基本方針

1 施策の体系

基本理念	区分	項目
市民一人ひとりの人権が尊重される社会を目指して	共通項目	人権侵害の未然防止のための啓発活動
		「よく生き合う力」を育む人権教育・啓発活動の推進
		市民相談体制の充実
		人権啓発リーダーの養成
	女性	男女の人権を尊重する意識の向上
		男女共同参画による地域活動の推進
		配偶者・パートナーに対するあらゆる暴力の防止
		働きやすい環境づくりの推進
	子ども	人権教育・子どもの健全育成の推進
		児童虐待防止への取り組み
		家庭や地域社会での青少年健全育成
		子育てにやさしいまちづくりの推進
	高齢者	自立・生きがいづくりへの支援
		年齢にとらわれず活躍できる社会の構築
		福祉・介護サービスの充実
		安心して暮らせる生活環境の整備
		高齢者にやさしいまちづくりの推進

基本理念	区分	項目
市民一人ひとりの人権が尊重される社会を目指して	障がい者	理解と交流の促進
		地域生活への支援の充実
		雇用・就労の支援と社会参加の促進
		障がい者の家族への支援
		障がい者にやさしいまちづくりの推進
	同和問題	同和問題の正しい理解と対応
		雇用の安定向上
		啓発の推進
	外国人	国際理解・交流の推進
		外国人児童生徒への教育体制の充実
		外国人への生活支援の充実
	感染者 患者	偏見や差別の解消
	インターネット	インターネットによる人権侵害防止の啓発と対応
		情報リテラシーの育成
	性的指向・ 性自認	人権教育・啓発の推進
		支援体制の充実
	その他	刑を終えて出所した人の人権問題
		犯罪被害者等の人権問題
		災害時の人権問題
		労働者の人権問題
		アイヌの人々の人権問題
		ホームレスに関する人権問題
		北朝鮮による拉致問題、人身取引に関する人権問題

第4章 人権教育及び啓発等に関する具体的な施策と内容

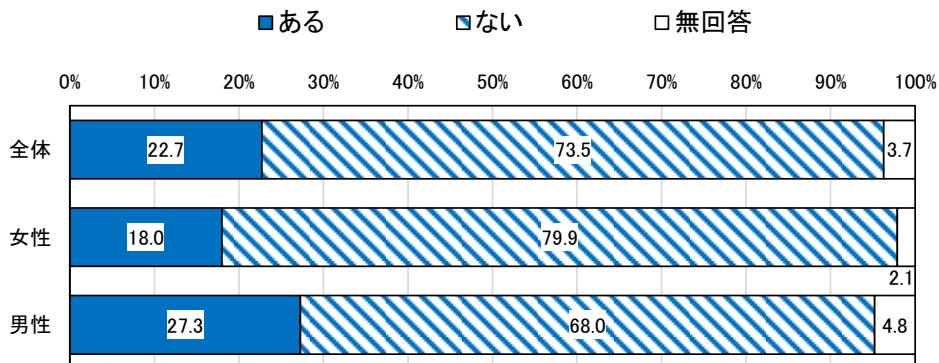
1 共通項目

■ 現状と課題・今後の方向性

本市では、平成23(2011)年に「瑞浪市人権施策推進指針」を策定し、「市民一人ひとりが人権に関して正しく理解し、互いに尊重しあう意識が根付いた地域を構築し、さらには、市民一人ひとりが差別なく地域で伸びやかな生活ができること」という目標を掲げました。この指針を計画的に推進するため、同年に「瑞浪市人権施策推進行動計画」を、またその5年後の平成28(2016)年には「瑞浪市人権施策推進行動計画(後期)」を策定し、取り組みを進めてきました。有識者や関係団体の代表者で構成される「瑞浪市人権施策推進ネットワーク会議」では、人権課題に関する事例交流を通して事業の充実に努めているほか、法務局や、法務大臣が委嘱する人権擁護委員(8名)などと連携し、「人権こまりごと相談」の実施や、人権書道展などの啓発事業を行い、市民の人権意識の高揚を図る取り組みを実施しています。小・中学校においても、「瑞浪市人権教育の基本方針と推進計画」に基づき、子どもたちに対する人権教育と思いやりの心を育む教育を行ってきました。また、女性、子ども、高齢者、障がい者などの各分野の人権問題については、市の担当部署が関係機関と連携しながら、啓発や相談活動に取り組んでいます。

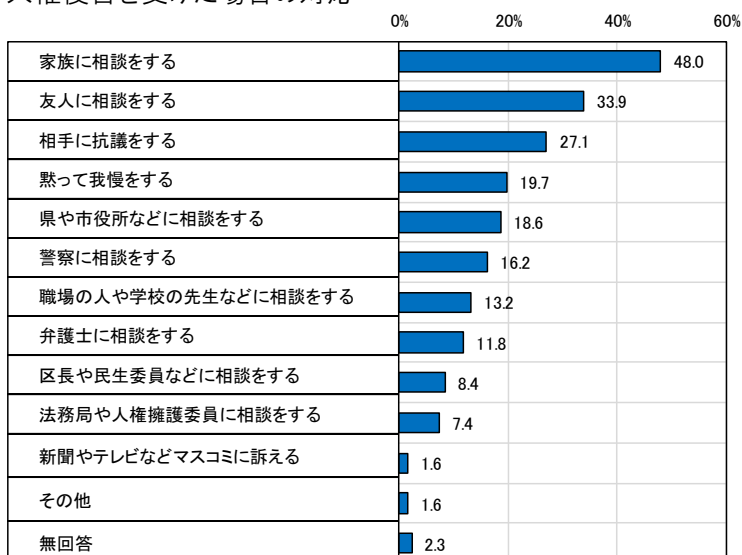
しかし現在、子どもや高齢者への虐待や配偶者等へのDV、学校におけるいじめなど、人権に関する深刻な事例は後を絶ちません。さまざまな人権侵害は身近なところで起きており、令和元(2019)年に実施した「人権に関する市民意識調査」では、「過去5年間に人権を侵害されたと感じたことの有無」の設問に、「ある」と回答した市民は22.7%であり、前回平成26(2014)年の調査から2.6%増加しています。(図表1) また、同調査の「差別や人権侵害を受けた場合の対応」を問う設問では、「家族に相談する(48.0%)」が最も多く、「友人に相談する(33.9%)」がそれに続きましたが、一方で「県や市役所などに相談する」を選択した人も18.6%あり、行政機関による相談事業の重要性が再確認されました。(図表2)

図表1 過去5年間に人権を侵害されたと感じたことの有無



資料：令和元年「人権に関する市民意識調査」

図表 2 差別や人権侵害を受けた場合の対応



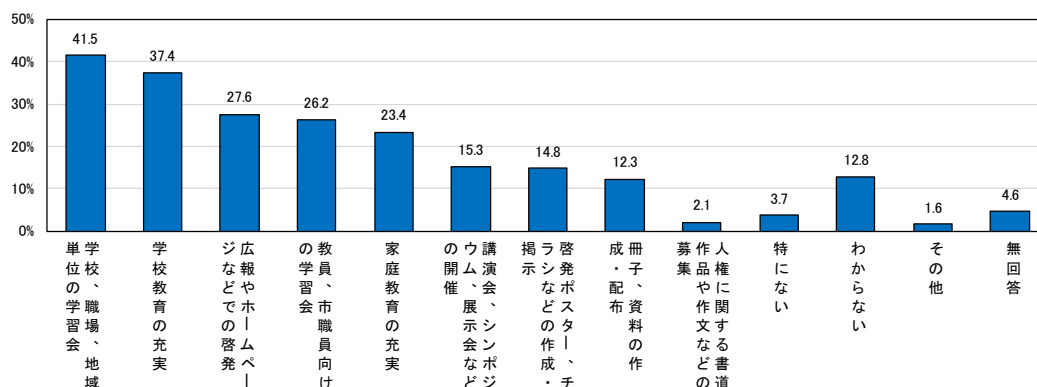
資料：令和元年「人権に関する市民意識調査」

今後、少子高齢化等による家族形態・就業形態の変化、市民の価値観の変化による人間関係の希薄化や地域力の低下などが進んでいくことが予想される中、行政機関や専門機関による相談・支援体制の充実強化とその周知、また地域ぐるみの見守り体制や関係機関等との連携強化が重要となると考えます。

本市では、市民相談室や部署ごとの窓口で相談に応じているほか、より専門的な相談先として、弁護士による法律相談や消費生活専門相談員による消費生活相談、人権擁護委員による人権こまりごと相談、行政相談委員による行政相談の開催や、司法書士会、東濃保健所、東濃成年後見センター等の各種関係機関などが実施する相談事業との連携により、市民の悩みや不安を解決するための支援に努めています。しかし、前述の意識調査では差別や人権侵害を受けた際、「黙って我慢する」と回答した市民が19.7%あることから、悩みや不安を抱え込む市民を減らすため、今後も相談事業の充実と周知を継続していく必要があります。

人権に関する問題は、偏見や誤解、慣習やしきたりなどから生じていることも多く、その解消のためには、正しい知識を身に付け、理解を深めることが重要です。そのための手法として、多くの市民が「学校、職場、地域単位の学習会」、「学校教育の充実」、「広報やホームページなどでの啓発」などが効果的であると考えていることを踏まえ（図表 3）、今後も関係機関と連携しながら人権教育・啓発を推進し、市民が人権について正しい知識を持ち、それを日々の生活に反映させることにより、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指します。

図表 3 人権教育・啓発を推進するために効果的な方法



資料：令和元年「人権に関する市民意識調査」

◆ 今後の取り組み

◆ わたしたち（市民）が取り組むこと ◆

- 人権啓発講演会や研修会などに積極的に参加します。
- 差別や人権侵害の未然防止に努めます。
- 一人で悩まず、早めに相談します。

◆ 行政（市）が取り組むこと ◆

- 人権教育・啓発による、人権侵害の未然防止に努めます。
- 「よく生き合う力」[※]を育む人権教育・啓発活動を推進します。
- 市民相談体制の強化と周知等に努め、人権問題の対応についての充実を図ります。
- 人権啓発の効果的な指導・助言ができるリーダーを養成します。

◆ 具体的施策 ◆

項目	具体的事業	事業内容
人権侵害の未然防止のための啓発活動	広報などによる人権侵害の未然防止のための啓発活動の推進	・広報や市ホームページ、パンフレットなどを活用し、市民に対して積極的に人権啓発活動を行い、差別や人権侵害の未然防止に努めます。
	市民向けの啓発イベントの実施	・人権に関する正しい知識と日常生活の中で生かせるような人権感覚を身につけることができるよう、人権啓発講演会や研修会、人権書道展など、人権に関する各種イベントを実施します。
「よく生き合う力」を育む人権教育・啓発活動の推進	地域・職場における人権学習の推進	・それぞれの地域や職場の主体性を尊重しながら、差別や人権侵害事案に対する不断の検証に努めるとともに、人権学習を推進し、人権意識の高揚によるこころ豊かなまちづくりを目指します。
	人権教育・啓発推進体制の充実	・「瑞浪市人権施策推進指針」に基づいた市の取り組みを進めるとともに、国、県、関係団体などとの連携を強化します。
	職員研修体制等の充実	・人権に関する理解と認識を深め、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行できる職員を育成するため、職員向けの研修等を行います。
市民相談体制の充実	各種相談窓口の充実と関係機関、関係団体との連携強化	・各種相談窓口において、人権侵害や差別事象等の早期発見に努めるとともに、国、県などの関係機関や人権関連団体と密接に連携し、迅速な解決を目指します。
人権啓発リーダーの養成	人権啓発リーダーの養成	・人権啓発に関して、適切な指導・助言を行うために必要な知識や技術を取得するための研修等の機会を充実させます。

※よく生き合う力

「人権感覚を大切にしてお互いに生きていく力」を表現した本指針における造語。「生き合う」とは、相手とまっすぐに向き合い、お互い支え励まし合って生きていくことを形容している。

2 分野別の施策展開

(1) 女性

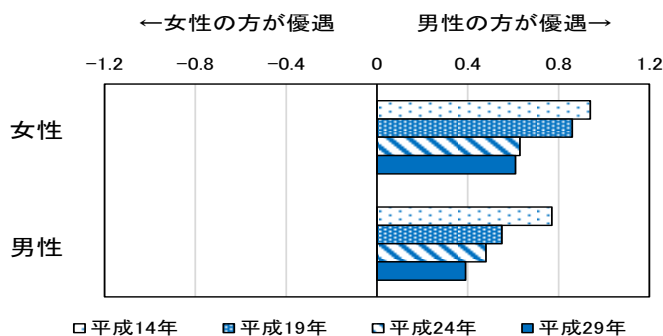
■ 現状と課題・今後の方向性

国における男女平等への取り組みは、昭和 60（1985）年、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の批准以降、昭和 61（1986）年の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の施行や、平成 11（1999）年の「男女共同参画社会基本法」施行及び翌年の「男女共同参画基本計画」の策定を経て、現在は「第 4 次男女共同参画基本計画」に基づく取り組みを進めています。また、少子高齢化や人口減少社会の到来を背景に、平成 27（2015）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、国や地方自治体、一定規模以上の民間事業主に対して、女性の採用・登用・能力開発などのための事業主行動計画の策定が義務付けられ、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、新たな段階に入ったといえます。

本市では、平成 16（2004）年の「みずなみ男女共同参画プラン」策定後、平成 26（2014）年には「第 2 次みずなみ男女共同参画プラン（計画期間：平成 26 年度～令和 5 年度）」を、その 5 年後、平成 31（2019）年 3 月には「第 2 次みずなみ男女共同参画プラン（後期）（計画期間：令和元年度～令和 5 年度）」を策定し、「男性、女性を問わず全ての個人が、喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を發揮することができる社会」の実現を目指し、取り組みを進めています。

そうした中、平成 29（2017）年に本市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、「職場」における男女平等意識の経年変化について、「男性が優遇されている」とした市民の減少率が男女ともに大きくなっており（図表 4）、労働環境の整備は着実に進んでいる様子が窺えるものの、「社会通念・慣習・しきたり」、「社会全体」、「政治の場」、「家庭生活」、「職場」について「男性が優遇されている」と感じている市民が過半数に達しています。（図表 5）

図表 4 職場における男女平等の意識



資料：平成 29 年
「男女共同参画に関する市民意識調査」

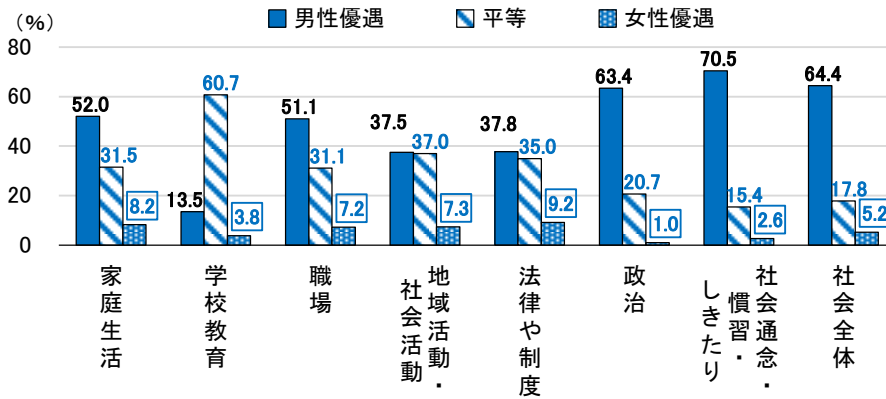


<表の見方>

意識調査の回答を右の基準に換算し、平均点を出した数値です。点数が「0」に近づくほど「男女平等であると感じている人が多く、点数が高いほど「男性が優遇されている」と感じている人が多いことを表しています。

評価基準	点数
男性の方が非常に優遇されている	2
どちらかといえば男性の方が優遇されている	1
平等である	0
どちらかといえば女性の方が優遇されている	-1
女性の方が非常に優遇されている	-2
わからない	0

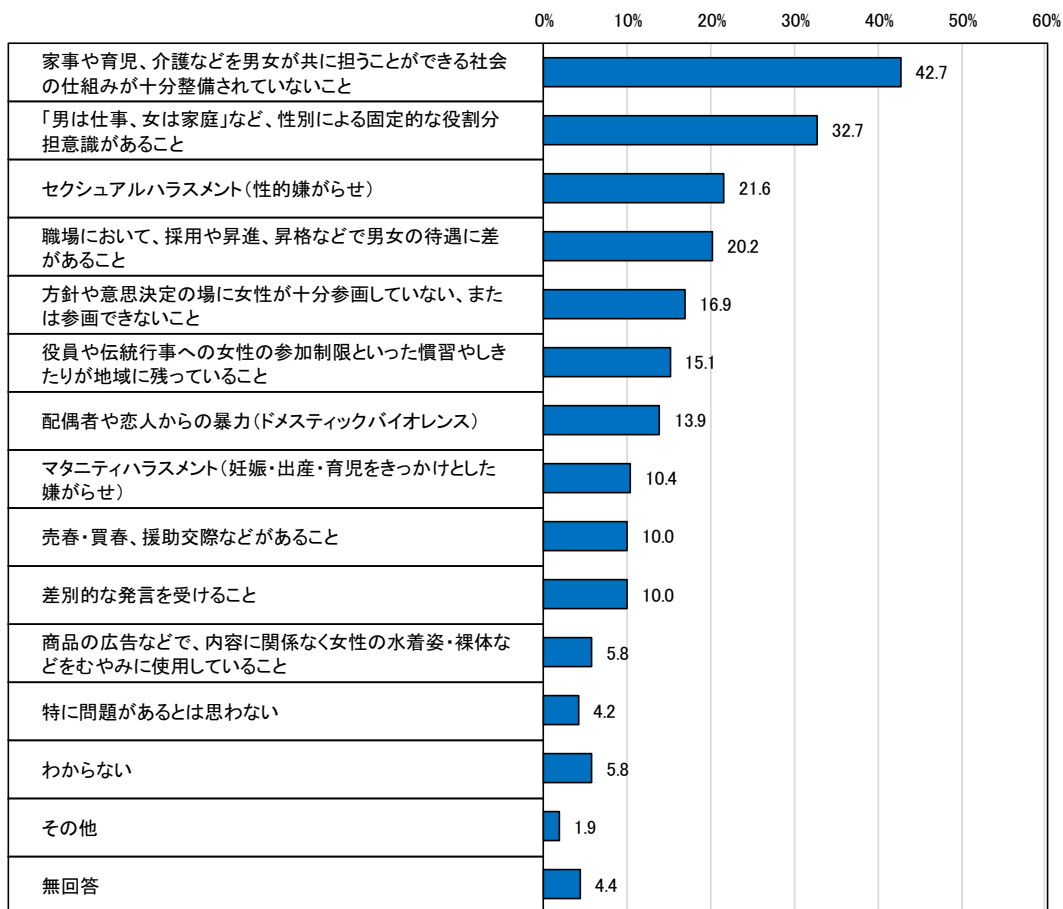
図表 5 各分野における男女平等意識



資料：平成 29 年「男女共同参画に関する市民意識調査」

また、令和元（2019）年に本市が実施した「人権に関する市民意識調査」では、「女性の人権について特に問題だと思うこと（3つまで選択可）」として、「家事や育児、介護などを男女が共に担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと（42.7%）」を選択する人が最も多く、次いで「『男は仕事、女は家庭』など、性別による固定的な役割分担意識があること（32.7%）」の割合が高くなっており（図表 6）、依然として、性別による固定的な役割分担意識が社会に根強く残り、実質的な男女平等の実現には至っていないことが分かります。

図表 6 女性の人権について特に問題だと思うこと



資料：令和元年「人権に関する市民意識調査」

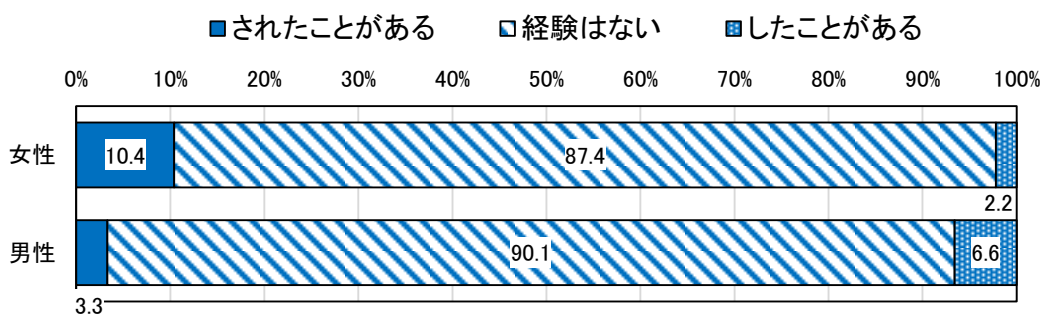
男女の不平等感を解消し、男女共同参画社会を実現させていくためには、今後も継続的に、教育や啓発による意識改革とサービスや支援の充実を同時に進めていく必要があると考えます。市民への啓発活動としては、地区選出委員を中心に構成される男女共同参画社会推進会議との協働による市民向けの講演会や学習会などの開催や、市が委嘱する審議会等への女性の参画拡大のための働きかけなど、性別による役割分担意識の解消やあらゆる分野における女性の活躍促進に向けた取り組みを引き続き行っていきます。市の提供するサービスや支援としては、子育て家庭向けの就学前教育・保育サービスや病児・病後児保育事業[※]、ファミリー・サポート・センター事業[※]や、高齢者や介護を担う人向けの生活支援サービスの整備などがあり、今後も充実・周知に努めていきます。

また、男女共同参画の主要課題の一つであり、大きな社会問題となっている配偶者等からの暴力（DV）は、身体的な暴力の他に、精神的暴力や性的暴力、経済的暴力も含まれており、犯罪ともなりうる重大な人権侵害です。我が国では、女性に対する暴力根絶に向けた取り組みとして、平成 13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」が施行され、平成 25（2013）年には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力およびその被害者について、この法律を準用する改正がされ、平成 26（2014）年 1 月に施行されました。

当市においても、前述の「男女共同参画に関する市民意識調査」では、女性の 10.4%（男性 3.3%）が「配偶者、恋人などに身体的な暴力を振るわれたことがある」と回答しています。（図表 7）また、DV相談の受理件数は、年度により増減がありますが、その内容は多様化・複雑化しており、対応・支援期間が長期化する傾向にあります。（図表 8）早期問題解決に向け、DV被害が深刻になる前に、被害者が身近な場所で安心して相談でき、適切な助言や必要な情報を得られる体制の整備と相談窓口の周知を強化する必要があります。

市は、女性に対する暴力の根絶と相談窓口の充実、周知のため、家庭児童相談員など担当者の専門性の向上を図るとともに、広報などを活用した啓発や、若年層向けのリーフレット作成・配布などを今後も引き続き行っていきます。

図表 7 夫や妻、恋人などに暴力を振るわれた、もしくは振った経験



資料：平成 29 年「男女共同参画に関する市民意識調査」

図表 8 DV相談および一時保護[※]件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
DV相談(件)	5	7	7	7	5
一時保護(件)	0	1	1	0	1

[※]1 件数 = 1 案件。同一の案件で複数回相談があったものも 1 件とする。

資料：子育て支援課

※病児・病後児保育事業

病氣中や病氣回復期の児童で、保護者が就労などの理由で保育できない場合に、保育所・医療機関等に付設された専用スペースにおいて児童を預かる事業のこと。

※ファミリー・サポート・センター事業

子育てを地域で支え合う仕組みとして、子育ての手助けを受けたい人と行いたい人が会員となり、支え合う会員組織。

※一時保護

配偶者からの暴力などで緊急避難が必要にもかかわらず身を寄せる場所がない人を、施設で短期間保護すること。

◆今後の取り組み

◇ わたしたち（市民）が取り組むこと ◇

- 男女問わず、地域の行事に積極的に参画します。
- 男女がお互いを尊重し、感謝やいたわりの言葉をかけます。
- 一人で悩まず、早めに相談します。
- DVなどの被害にあっている（可能性のある）人に気付いたら、声をかけます。

◇ 行政（市）が取り組むこと ◇

- 様々な機会を通じて男女共同参画の啓発活動に努め、性別を問わず、人権を尊重する市民意識の向上を図ります。
- 市が委嘱する審議会等や地域活動、まちづくり活動などにおける女性の積極的な参画を促し、能力を十分に発揮できるよう支援します。
- 配偶者、パートナーに対するあらゆる暴力の根絶のため、教育・啓発活動のほか、暴力被害の救済支援・相談体制の充実を図ります。
- 男女がともに働きやすい環境づくりのため、男女間の処遇格差の解消や就労環境の整備等に関する啓発を推進します。

◇ 具体的施策 ◇

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
男女の人権を尊重する意識の向上	習慣・慣習の見直しの啓発	・固定的な性別役割分担意識の見直しと解消に向け、学習の機会を提供します。	継続	通期	生活安全課
		・定期的に市民意識調査を行います。			
	広報などを活用した情報発信の充実	・広報などを活用し、「男女共同参画週間」(6/23～29)の周知に努めます。	継続	通期	生活安全課
		・広報や市ホームページなどを活用し、男女共同参画講演会などに関する情報発信に努めます。			
	男女平等を基本とする教育の充実	・男女平等、男女共同参画の見方や考え方を形成する教育を充実させます。	継続	通期	学校教育課
		・男女平等の考え方に基づく教育環境の整備を進めます。			

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
男女共同参画による地域活動の推進	意思決定の場での女性参画の推進	・男女平等意識の定着を図るため、市民を対象とした学習会、講演会などを開催します。	継続	通期	生活安全課
		・市が委嘱する審議会などの委員における男女の比率の平準化に努めます。			
	家庭教育における習慣・慣習の見直し	・市PTA連合会及び同母親委員会の活動について、家庭教育における固定的な性別役割分担意識の解消に資する活動を支援します。	継続	通期	社会教育課
配偶者・パートナーに対するあらゆる暴力の防止	DVの防止啓発活動の充実	・広報や市ホームページの活用、地域の団体や学校などへのパンフレットの配布などにより、情報発信や啓発に努めます。	継続	通期	子育て支援課
		・広報、市ホームページなどでの情報発信や学習会の開催などを行い、啓発に努めます。	継続	通期	生活安全課
	女性の暴力被害に対する救済支援の充実	・市営住宅の入居募集期間に優先入居を行い、生活基盤を支援します。	継続	通期	都市計画課
		・警察等と連携し、本人の申し出により、住民票などの発行を禁止する措置を取ります。	継続	通期	市民課
	・情報を共有する全ての課に対して、情報漏えいすることがないよう注意喚起していきます。				
	相談体制の充実	・家庭児童相談員による相談業務を行います。	継続	通期	子育て支援課
・相談員の知識や対応力を高め、相談体制の充実に努めます。					
働きやすい環境づくりの推進	男女の処遇格差の解消	・賃金および採用・配置・昇進などの格差解消に向け、関係機関と連携してチラシ・パンフレットを事業者配布し、啓発活動を行います。	継続	通期	商工課
	就労環境の整備	・就労環境整備の推進のため、関係機関と連携してチラシ・パンフレットを事業者配布し、啓発活動を行います。	継続	通期	商工課
	女性の社会進出を認め、促進するための意識啓発	・関係機関と連携してチラシ・パンフレットを事業者配布し、啓発活動を行います。	継続	通期	商工課
	ハラスメントの防止	・関係機関と連携して、ハラスメント防止のチラシ・パンフレットを事業者配布し、啓発活動を行います。	継続	通期	商工課
		・職場や学校におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどの防止のため、市職員、教職員に研修を実施します。			
		・被害の相談があった場合は、適切に対応します。			
子育て環境の充実	・保護者のニーズに対応した保育を実施していきます。	継続	通期	子育て支援課	
	・様々な立場の男女が、仕事と家庭・地域活動への参加を自らの望むバランスで両立できるように啓発活動を行います。	継続	通期	生活安全課	

(2) 子ども

■ 現状と課題・今後の方向性

令和元（2019）年に本市で実施した「人権に関する市民意識調査」において、様々な人権課題の中で最も市民の関心が高い項目は、「子どもの人権」でした。（P53／図表 26 参照）中でも、育児放棄や暴力などによる児童虐待やいじめについては、過半数の人が「特に問題である」と回答しています。実際、いじめを原因とした自殺、養育放棄による乳幼児の衰弱死や親の暴力による虐待死など、子どもが被害者となる痛ましい事件が後を絶たず、全国的にも問題意識が高くなっています。

国は、子育てを社会全体で支援する新しい仕組みを構築するため、平成 24（2012）年に「子ども・子育て関連 3 法」[※]を制定し、平成 27（2015）年からは「子ども・子育て支援新制度」を実施しました。本市においても、「子ども・子育て関連 3 法」に基づいて「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、障がい、貧困、虐待など、要支援家庭の子どもとその保護者に対し、妊娠・出産期から学童期に至るまで、切れ目なく必要な支援を行っています。

しかし、令和元（2019）年度中に本市で受け付けた児童に関する相談件数は 51 件あり、その内、虐待に関する相談が 24 件と、その約半数を占めました。（図表 9）また、「令和元年度岐阜県における児童虐待相談の状況について」（県子ども家庭課県政記者クラブ配布資料）によると、令和元年度に県内 5 ヶ所の県子ども相談センター（児童相談所）が対応した「児童虐待の相談対応件数」は過去最多の 2,280 件となりました。（図表 10）虐待の種別としては、「心理的虐待」が 1,061 件（全体の 46.6%）で最も多く、次いで「身体的虐待」が 851 件（同 37.3%）、「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」338 件（同 14.8%）と続きます。虐待を受けた子どもの年齢区分は、「小学生」が 928 件（全体の 40.7%）と最も多く、次いで「3 歳～学齢前児童」が 546 件（同 24.0%）、「0～3 歳未満」が 356 件（同 15.6%）となっています。主な虐待者は「実母」が 1,091 件（全体の 47.8%）と最も多く次いで「実父」が 868 件（同 38.1%）となっています。県の相談件数が増加した主な要因は、警察からの通告件数が大幅に増加（828 件、対前年度比 363 件増）したことが挙げられ、子ども相談センターと警察の連携強化が迅速な対応に結びついているものと考えられます。

図表 9 児童相談の件数

（件）

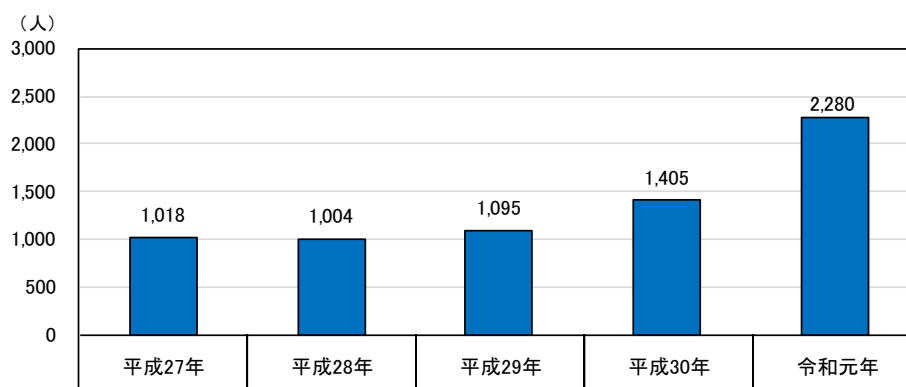
内訳		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
養護	虐待	23	27	16	21	24
	その他	7	4	10	14	15
保健* ¹		0	0	0	0	0
障がい		1	2	0	1	0
非行		1	0	0	1	0
育成* ²		25	21	19	17	12
その他		4	1	3	0	0
合計		61	55	48	54	51

* 1：未熟児、虚弱児、その他疾患等を有する子どもに関する相談

* 2：性格行動、不登校、進学、職業適性、学業不振、育児、しつけなど

資料：子育て支援課

図表 10 岐阜県内における児童虐待相談対応件数



資料：県子ども家庭課県政記者クラブ配布資料

育児不安を抱える家庭や、養育困難な要支援家庭などへの早期支援や継続支援は、虐待の未然防止の面からも重要であり、本市では、乳児家庭全戸訪問やハイリスク家庭（低出生体重児や発達障がい[※]児等）への継続訪問を実施するとともに、DV・児童虐待などに対応する家庭児童相談員を令和2（2020）年度に増員しました。

今後も、子育て中の保護者や子どもが孤立することがないように、育児不安や児童虐待の早期発見に努め、面談や訪問などによる支援や指導、相談体制の充実を図ります。また、子どもの権利擁護、虐待に関する親への指導、家族関係の修復支援などを効果的・効率的に実施できるよう、関係機関との連携強化を推進します。

また、小中学校においては、年度末に実施される「児童生徒の問題行動調査」によると、市内の不登校児童生徒[※]は増加傾向にあります。小学校においては低年齢化が、中学校においては長期化が見られ、その様態としては、「不安などの情緒混乱型」が多くなっています。こうした中、教職員とスクールカウンセラー、スクール相談員の連携により、不登校の兆候の早期発見、対応に努めています。また不登校児童生徒については、教育支援センターと連携し、学習支援、学校復帰支援を進め、不登校の長期化を防ぐ取り組みを進めています。

いじめについても、前述の行動調査によると、認知件数は増加傾向にあり、これは、教職員がいじめを積極的に認知することにより、問題の早期解決を目指していることが一因となっています。いじめは、取り返しのつかない重大な人権侵害であり、全ての児童生徒に関わる問題です。本市においては、各校において策定した「いじめ防止基本方針」に基づき、定期的に「心のアンケート」[※]を実施するなど、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めています。また、いじめの根底には、他人に対する思いやり、いたわりといった人権尊重意識の希薄さがあると考えられ、この問題を解決するためには、児童生徒の多様性を尊重する人権意識を養っていくことが重要です。教職員は一人ひとりの理解に努め、人権に配慮するとともに、児童生徒に人権を尊重する態度が育成されるよう、「人権教育全体計画」「道徳教育全体計画」に基づいた「人権」を視点とした学習活動の実施と評価を推進しています。今後も、不登校やいじめに関する取り組みを継続し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、市、学校、地域住民、家庭、その他関係機関が連携し、対応していきます。

子どもは、大人同様、一人の人間としてその人権を尊重されなくてはなりません。子どもたちが周りの人々に見守られながら、健やかに生まれ、生き生きと学校で学び、社会の一員として成長できる環境の整備に努めます。

※子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律。

※発達障がい

脳機能の問題が関係して生じる疾患。LD（学習障がい）、ADHD（注意欠如・多動性）、コミュニケーション障がいなどが含まれる。

※不登校児童生徒

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。（文部科学省定義より）

※心のアンケート

いじめや不登校の未然防止と迅速かつ適切な対応を行うために、小中学校が児童生徒を対象に実施するアンケート。

◆今後の取り組み

◇わたしたち（市民）が取り組むこと◇

- 親子のきずなを深めるよう心がけます。
- 子どもの行事に、積極的に参加・協力します。
- 地域の子どもたちに、あいさつなどの声かけを行い、見守ります。
- 地域の行事に、家族そろって参加します。
- 一人で悩まず、早めに相談します。

◇行政（市）が取り組むこと◇

- 子どもの人権が尊重されるよう教育・啓発活動を推進します。
- 児童虐待防止に向けた取り組みを強化します。
- いじめの未然防止と早期発見・早期解決への取り組みを強化します。
- 不登校の未然防止と不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援を強化します。
- 支援を必要とする家庭や子どもへの相談・支援体制の充実を図ります。
- 家庭や地域社会における青少年健全育成活動を推進します。
- 子育てにやさしいまちづくりを推進します。

◇具体的施策◇

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
人権教育・子どもの健全育成の推進	子ども 教育相談体制の充実	・教育支援センターの運営を充実させます。（学校訪問の回数の増加、学校や保護者との情報交換の活発化、地域・人と関わる機会の設定など）	継続	通期	学校教育課
		・教育相談の内容に応じ、学校と連絡を取り合い、協力して指導にあたるなど、継続的な事後指導を適切に行います。			

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	
人権教育・子どもの健全育成の推進	子ども	人権に関する教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 各校における「人権教育全体計画」、「道徳教育全体計画」の作成・活用・評価・改善を進めます。 諸活動を計画・運営する際に、「人権」の観点を位置付け、実践・評価・改善を図ります。 人権教育に資する道徳資料等の配備や実施状況、指導要録等の諸帳簿を確認し、指導を行います。 人権教育について研修で学んだことを各園・学校で広め、「ひびきあい活動」[※]（旧：ひびきあいの日）の取り組みを充実させます。 	継続	通期	学校教育課
		いじめの防止と子どもの権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止基本方針を策定し、いじめ根絶に向けた取り組みを一層強化します。 児童生徒を対象に実施する「心のアンケート」や「いじめ110番ダイヤル」[※]などを通して、いじめの未然防止、早期発見に努めます。 学校はいじめられた児童生徒の思いに寄り添い、迅速かつ的確に解消に向けて取り組みます。また、加害児童生徒に対し、適切な対応をとります。 	継続	通期	学校教育課
		保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業の内、実施していない事業について、保護者ニーズを鑑みながら、実施を検討していきます。 保護者が安心して子どもを預けることができる保育環境を整えるため、老朽化した施設の改修を進めます。 	継続	通期	子育て支援課
			<ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援センターにおいて、親子教室や子育てサロン[※]など、子育てに関連した講習会を開催し、「親の育ち」、「子の育ち」を支援します。 子育て支援センターが地域に出向き、講習会などを開催し、親子の育ちの支援や地域の子育て家庭同士の交流促進に努めます。 児童館において、幼稚園の園長などを講師に講演会を開催し、親子の育ちの支援に努めます。 子どもの成長段階に応じて、親子がともに健康について学ぶ機会を提供します。 妊娠期にある父親と母親が、そろって親となる心構えや知識を学ぶ機会を提供するため、「明日の親学級（両親学級）」を企画、実施します。 ブックスタート事業[※]や市民図書館での絵本の読み聞かせ、学習会などを実施することで、親子のふれあいを支援します。 	継続	通期	健康づくり課
	保護者	講演会や講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業の内、実施していない事業について、保護者ニーズを鑑みながら、実施を検討していきます。 保護者が安心して子どもを預けることができる保育環境を整えるため、老朽化した施設の改修を進めます。 	継続	通期	子育て支援センター 子育て支援課
			<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業の内、実施していない事業について、保護者ニーズを鑑みながら、実施を検討していきます。 保護者が安心して子どもを預けることができる保育環境を整えるため、老朽化した施設の改修を進めます。 	継続	通期	健康づくり課
		講演会や講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業の内、実施していない事業について、保護者ニーズを鑑みながら、実施を検討していきます。 保護者が安心して子どもを預けることができる保育環境を整えるため、老朽化した施設の改修を進めます。 	継続	通期	健康づくり課
			<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業の内、実施していない事業について、保護者ニーズを鑑みながら、実施を検討していきます。 保護者が安心して子どもを預けることができる保育環境を整えるため、老朽化した施設の改修を進めます。 	継続	通期	社会教育課 (市民図書館)

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	
人権教育・子どもの健全育成の推進	育児と仕事を両立しやすい職場環境の整備	・事業者に対して、保護者が子育てと仕事を両立しやすい職場環境づくりに関する啓発を行います。	継続	通期	商工課	
		・子育てと仕事の両立支援に関する情報をポスターの掲示やパンフレット・チラシの常設、ホームページへの掲載により周知します。				
		・ハローワークと連携し、仕事と子育ての両立を希望する方の就職相談や職場紹介などの就職支援を行う「マザーズコーナー」の活用を促します。	新規	通期		
	子育てに関する相談体制の強化	・子育て支援課、幼稚園、子育て支援センター、児童館で子育て全般に関する相談業務を行います。また、「子育て世代包括支援センター（R2.4 設置）」において、妊娠期から出産、子育て期にわたるまでの様々なニーズに対し、総合的な相談支援を行います。	継続	通期	子育て支援課 健康づくり課	
		・県女性相談センターや子ども相談センターなどと連携し、適切な対応を行います。	継続	通期	子育て支援課	
		・相談業務の周知を図るとともに、職員の知識と対応力の向上に努めます。				
		・発達障がい児とその家族に対する早期支援を行うため、発達支援相談窓口にて、保護者からの相談対応や検査・関係機関の紹介、情報の提供などを行います。				
		・子ども発達支援センター※において、療育支援、放課後デイサービスなどを行います。	継続	通期	子育て支援課	
		・臨床心理士による園・小中学校への巡回訪問相談の充実や関係機関との連携強化など、支援システムの定着化を図ります。				
		・子育て支援センターにおいて、子育て中の親子が気軽に集い、遊びながら子育ての楽しさや不安を分かち合う場を設けることで、子育て家庭の孤立化を防ぎます。	継続	通期	子育て支援センター 子育て支援課	
		・子育てに関する情報を提供し、親子の育ちを支援します。				
	家庭教育学級における人権教育の充実	・家庭教育学級の中で、保護者の人権感覚を高めるための取り組みを行います。	継続	通期	社会教育課	
	教職員	幼児教育における遊びを通した体験活動の推進	・子どもの人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重した教育・保育を実施します。	継続	通期	学校教育課
			・園内研修・教育保育研修のあり方を見直すなど、研修の充実を図ります。			

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	
人権教育・子どもの健全育成の推進	教職員 一人ひとりを大切に した指導・教育 の充実	教職員研修 の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒を取り巻く問題の多様化に対応できるよう、校長会・教頭会・教務主任会などで情報提供や研修を進めていきます。 ・カウンセリング、福祉教育、情報モラルなどの研修のほか、夏季休業中の研修内容の充実を図ります。 	継続	通期	学校教育課
		いじめの防止 と対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ発生の未然防止と早期発見・早期対応のための体制の強化を図ります。 ・「いじめはどこにでもある」という認識の下、日頃から子どもたちの表情や様子を丁寧に観察します。 ・報告、連絡、相談を大切にして組織ぐるみで対応し、いじめられた児童生徒のケアを最優先に取り組みます。 	継続	通期	学校教育課
		不登校の未然 防止と対応の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援センターにおける適応指導等の充実に努めます。 ・不登校の未然防止のために、児童生徒の日常の表情や様子、欠席日数や早退遅刻数などのあらゆるサインに留意し、常に児童生徒に寄り添って指導します。 ・保護者、スクールカウンセラー、適応指導教室などと連携し、児童生徒についての情報収集や共通理解に努めます。 	継続	通期	学校教育課
		学校・地域社会・家庭・児童生徒の実態を踏まえた指導体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・共通理解・共通行動で子どもを育てていくために、学校・家庭・地域のネットワークづくりを進め、学校における児童生徒の姿を家庭や地域に発信するなど、情報を共有します。 ・幼小中一貫教育推進委員会やキャリア教育推進委員会などの機会を活用し、連携の強化と指導の充実を図ります。 ・ケースに応じて関係者で対応を協議し、指導の充実を図ります。 	継続	通期	学校教育課
		スクールカウンセラーなど関係者との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての中学校に、スクールカウンセラーなどを配置し、児童生徒や保護者に寄り添い、支援する教育相談を推進します。 ・小学校については、校区の中学校との調整を図りながら、スクールカウンセラーなどの配置に向けた検討を行います。 ・スクールカウンセラーを指導者として、教育相談に関する研修会を積極的に開催します。 	継続	通期	学校教育課

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	
児童虐待防止への取り組み	子ども	法務局による「子どもの人権 SOS ミニレター [※] 」や「こどもの人権 110 番」の活用	・人権擁護委員が小中学校を訪問し、児童生徒に「子どもの人権 SOS ミニレター（便箋兼封筒）」を配布することにより、身近な人にも相談できない悩みごとへの対応に努めます。	継続	通期	生活安全課
			・人権擁護委員が小中学校を訪問し、児童生徒に「子どもの人権 110 番」の周知と活用を呼びかけます。			
	要保護児童 [※] （幼児）の早期発見および保護	・家庭児童相談員による児童虐待相談を実施します。	継続	通期	子育て支援課	
		・養育が困難な家庭に対し、家庭児童相談員などの専門職の訪問による相談や指導（養育支援訪問）などの支援を行い、虐待の予防に努めます。				
		・子ども相談センター、民生委員・児童委員などと連携し、要保護児童の早期発見と支援に努めます。				
	要保護児童 [※] （幼児）の早期発見および保護	・子育ての不安や負担感の軽減のため、「こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問）」を実施し、心身の状況や養育環境を把握し、支援が必要な場合には、助言するとともに、適切なサービス提供につなげます。	継続	通期	子育て支援課 健康づくり課	
		・母子健康手帳の交付、その他の保健事業を通じて、ハイリスク家庭（若年妊婦、双子、低出生体重児・発達障がい児など）や要支援児を把握し、個々に合わせた支援・助言を行い、虐待の予防・早期発見に努めます。	継続	通期	健康づくり課	
	保護者	児童虐待への対応強化	・家庭児童相談員による相談業務を行うとともに、相談員の知識や対応力を高め、相談体制の充実に努めます。	継続	通期	子育て支援課
		児童虐待への対応強化	・「子育て世代包括支援センター（R2.4 設置）」において、子育て期の様々なニーズに対し、総合的な相談支援を行います。また、子ども相談センター、保健センターなどと連携し、要保護児童の早期発見と支援を強化するため、令和4年度までに子ども家庭総合支援拠点を設置します。	拡大	通期	子育て支援課
		児童虐待防止啓発の充実	・「児童相談所全国共通ダイヤル189（いちはやく）」を周知します。	継続	通期	子育て支援課
	・11月の「児童虐待防止推進月間」に合わせ、子ども相談センターとともに街頭啓発活動を行うなど、年間を通じて啓発活動を行います。					
	教職員	児童虐待防止啓発の充実	・児童虐待に関する保護者や地域の意識を高めるよう、講演（学習）会、懇談会、学校だよりなどを活用して、啓発を行います。	継続	通期	学校教育課
児童虐待の早期発見・早期対応		・学校は子どもの様子に注意を払い、虐待と思われる事実があるときには、躊躇なく子ども相談センターに通報します。	継続	通期	学校教育課	
		・被害を受けた子どもの支援に努めます。				
	・青少年育成市民会議、民生委員・児童委員と連携し、虐待の発見、解決に努めます。					

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	
児童虐待防止への取り組み	教職員 保護者に対する 相談体制の充実	・保護者が気軽に学校に相談ができるような関係づくりと啓発に努めます。	継続	通期	学校教育課	
		・虐待が懸念される事例については、学校での児童生徒の様子に細心の注意を払い、状況に応じて関係者とのケース会議をもつなど、迅速かつ適切に対処します。				
		・保護者と学校とのネットワークを強化し、迅速に情報が入手できるよう努めます。				
家庭や地域社会での青少年健全育成	まちづくり事業における幅広い世代の住民参加促進	・「青少年育成及び若者又は学校と協働で行う事業」等を「夢づくり地域交付金事業」の交付対象の一つとして位置づけ、地域の課題解決に結びつける取り組みを支援します。	継続	通期	市民協働課	
	青少年健全育成市民会議の活動促進	・モデル地区を指定し、かつ、その活動を支援します。また、取り組み成果を発表してもらい、有益な情報を共有します。	継続	通期	社会教育課	
		・青少年の人権を尊重し、地域ぐるみで成長を見守るための街頭啓発活動を実施します。				
		・市民会議の諸事業を通じ、青少年自身のモラルや人権意識の向上を図ります。				
		・他団体と連携し、多様化する課題に対する取り組みや活動を強化します。				
	地域での見守り活動の推進	・東濃西部少年センター及び青少年育成市民会議による街頭巡回活動を通じ、青少年の非行防止や犯罪被害防止に努めます。	継続	通期	社会教育課	
		・防犯推進の会の「青色防犯パトロール事業」 [※] を支援することにより、地域住民による見守り活動を強化します。	継続	通期	生活安全課	
		・交通安全協会や交通安全女性などが実施する交通安全街頭指導など、子どもを交通事故の被害から守るための活動を支援します。	継続	通期	生活安全課	
		・防災・防犯「絆」メール [※] ・LINEを活用し、防犯情報を発信します。登録者が増えるようシステムの周知に努めます。				
		・子どもたちの帰宅を促す防災行政無線を放送し、地域住民による夕刻時の見守り活動を推進します。	新規			
	子育てにやさしいまちづくりの推進	ユニバーサルデザイン [※] のまちづくり	・歩道・広場の段差解消、休憩施設の設置など、利用者のニーズを反映させた整備を行います。その後の管理においても、利用者のニーズを把握し、全ての人が快適に過ごすことができるよう適切な改善に努めます。	継続	通期	都市計画課
			・市内・県内のバリアフリー情報や、授乳室、キッズコーナーなどの利用が可能な企業・店舗の情報などをまとめ、情報提供に努めます。	継続	通期	子育て支援課

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
子育てにやさしいまちづくりの推進	「赤ちゃんの駅」※の設置促進	・外出時に気軽に立ち寄り、授乳できるスペースを公共施設に設けます。	継続	通期	子育て支援課
		・民間施設にも「赤ちゃんの駅」の設置を働き掛けていくとともに、設置している施設の情報を提供していきます。			
	安全な子どもの遊び場の確保	・市民公園の再整備及び街区公園の整備において、維持管理しやすく、かつ自然を生かした構造を採用し、快適な生活空間と災害時の避難地の確保をします。また、利用者にとって使いやすい施設にするよう引き続き改修を進めます。	継続	通期	都市計画課
		・公園遊具の安全を確保するため、安全基準に基づく点検を実施し、適切な維持管理を行います。			
		・児童遊園地の遊具の保守点検を実施し、安全の確保に努めるとともに、安全基準に満たない遊具は早急に修繕します。	継続	通期	子育て支援課
・各保育園・幼児園の園庭を地域などに開放します。					
未成年者への支援	・子どもの権利を保護する必要がある場合は、未成年後見制度を紹介します。	継続	通期	子育て支援課	

※ひびきあい活動（旧：ひびきあいの日）

県内すべての幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校において、人権教育における行動力の育成を図ることを目的に取り組む岐阜県独自の活動。

※いじめ110番ダイヤル

子どもの悩み事に、教育支援センター及び学校教育課職員が24時間対応する市独自の電話相談事業。

※子育てサロン

各子育て支援センターが提供している同年齢の子どもを持つ親子が集まって、子供を遊ばせながら話や情報交換をする場。

※ブックスタート事業

親子のふれあいの機会と読書の習慣をつくるため、4か月児健康診査にて絵本を配布する市の事業。

※子ども発達支援センター

市内在住の0歳から18歳までの児童のことば、運動、社会性の発達に関する「発達相談」と子どもの発達段階や特徴に合った子育てができるよう「子育て相談」を行う機関。

※子どもの人権SOSミニレター

相談したいことを書いてポストに投函（切手不要）すると、最寄りの法務局・地方法務局に届き、人権擁護委員や法務局職員が、相談者が希望する連絡方法（手紙・電話）で返事をし、悩みごとの相談に応じるもの。ミニレター（便箋兼封筒）は、全国の小中学校、特別支援学校の児童・生徒全員に配布される。

※要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のこと。具体的には、保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役などの事情にある子どもや、虐待を受けている子ども、家庭環境などに起因して非行や情緒障がいをもつ子どもなどが含まれる。

※青色防犯パトロール事業

地域の安全・安心の確保を目的とした、青色回転灯を装着した自動車による自主防犯パトロール活動。

※防災・防犯「絆」メール

気象警報や災害などの緊急情報や防犯情報を、登録されたメールアドレスに電子メールで提供する市の情報システムの名称。

※ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。（障害者基本計画より）

※赤ちゃんの駅

乳幼児を連れた人が、誰でも無料で授乳やおむつ替えなどができる施設（スペース）の愛称。

(3) 高齢者

■ 現状と課題・今後の方向性

我が国の総人口は、令和元(2019)年10月1日現在、1億2,617万人であり、平成23(2011)年以降、人口は減少し続けています。65歳以上人口は、3,589万人となり、高齢化率は28.4%となっています。65歳以上人口のうち、「65～74歳人口」は1,740万人(男性831万人、女性908万人)で総人口に占める割合は13.8%となっています。また、「75歳以上人口」は1,849万人(男性729万人、女性1,120万人)で、総人口に占める割合は14.7%であり、65～74歳人口を上回っています。65歳以上人口は、昭和25(1950)年には総人口の5%を満たしていませんでしたが、昭和45(1970)年に7%を超え、さらに、平成6(1994)年には14%を超えました。高齢化率はその後も上昇を続け、令和元(2019)年10月1日現在、28.4%に達している状況です。(図表11)

図表 11 全国の高齢化の状況(令和元年10月1日現在)

単位：万人

	総数	男性	女性
総人口	12,617	6,141	6,476
65歳以上人口	3,589 (28.4%)	1,560 (25.4%)	2,029 (31.3%)
75歳以上人口	1,849 (14.7%)	729 (11.9%)	1,120 (17.3%)
65歳～74歳人口	1,740 (13.8%)	831 (13.5%)	908 (14.0%)
15歳～64歳人口	7,507 (59.5%)	3,802 (61.9%)	3,705 (57.2%)
15歳未満人口	1,521 (12.1%)	779 (12.7%)	742 (11.5%)

* () 内は、総人口に占める割合

資料：総務省「人口推計」

本市の総人口は、令和2(2020)年4月1日現在、37,036人であり、平成14(2002)年の42,528人をピークに減少を続けています。年齢3区分別にみると、年少人口(0～14歳)は4,207人、生産年齢人口(15～64歳)は21,287人、老年人口(65歳以上)は11,542人です。年少人口と生産年齢人口が年々減少している一方で、老年人口は増加を続けています。また、総人口に占める割合は、年少人口が11.3%、生産年齢人口が57.5%、老年人口が31.2%と、高齢化率は全国平均を上回っており、これは、市民の3人に1人は高齢者といった状況にあります。(図表12)

今後ますます、地域社会においては、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加、介護の担い手の減少等が見込まれる中、介護人材の不足が喫緊の課題となっています。また、認知症高齢者については、令和7(2025)年には全国で730万人、高齢者のうち5人に1人が認知症を発症するという推計もあり、増加が予想されます。こうした状況が、高齢者や介護者の孤立化、高齢者に対する虐待、高齢者を狙った詐欺等の犯罪の増加につながる要因ともなるため、高齢者や介護者に対する身近な相談窓口や支援体制の整備・充実が必要です。

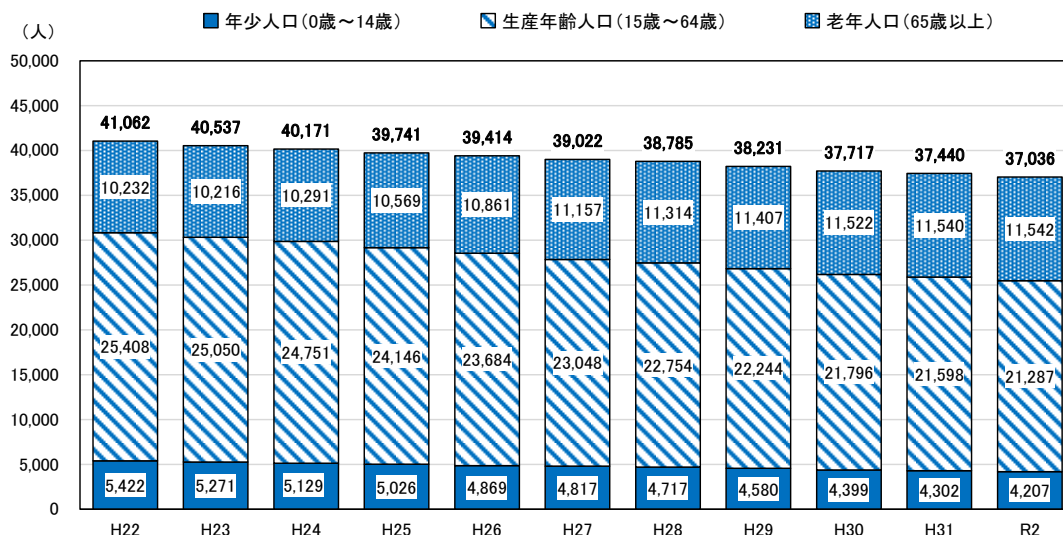
ただ、地域で孤立化しがちな高齢者や、支援が必要な高齢者・介護者が、日常生活を継続していくためには、公的サービスだけでは支えきれない部分も多く、地域における互助の取り組みの活性化など、生活機能の向上を目指した地域づくりが今後ますます重要になります。

本市では、「瑞浪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられ、また、できる限り健康でいられるよう、健康増進や介護予防等の取り組みを今後、より一層強化していきます。同時に、超高齢社会において、高齢者は福祉やサー

ビスの受け手でありながら、担い手としての役割も期待されるため、これまで培ってきた能力や経験を生かす場であるシルバー人材センター事業や、仲間とともに学びを深める長寿クラブ・寿大学への参加など、高齢者が地域で生きがいをもって社会で活躍できる環境づくりに努めます。

また、高齢者を狙った詐欺や犯罪に対する取り組みとしては、消費生活専門相談員などによる相談事業や学習会、警察署や地域などと連携した防犯講話や家庭訪問などを実施し、高齢者が犯罪被害者とならないよう、地域ぐるみの見守りと支援、啓発活動を推進していきます。

図表 12 瑞浪市人口の推移（各年4月1日現在）



資料：企画政策課

◆今後の取り組み

◆わたしたち（市民）が取り組むこと ◆

- 健康で生き生きと生活できるよう健康維持・増進に努めます。
- 地域の行事や学習の機会に積極的に参加し、仲間づくりを心がけます。
- 家庭で介護について話し合い、家族のみんなで介護に参加します。
- 介護を行う人が心身の健康を損なうことのないよう、介護保険などの各種サービスを活用して、介護の負担を抱え込まないようにします。
- 高齢者や介護を行う人を地域ぐるみで見守り、支援します。
- 一人で悩まず、早めに相談します。

◆行政（市）が取り組むこと ◆

- 高齢者の自立と生きがいづくりを支援します。
- 高齢者が知識や能力を生かすことができる機会や場の創出に努めます。
- 高齢者や介護を行う人に対する福祉・介護サービスの充実に努めます。
- 高齢者や介護を行う人に対する相談体制を充実します。
- 高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備を進めます。
- 高齢者を犯罪などの被害から守るための活動を推進します。

◇ 具体的施策 ◇

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
自立・生きがいづくりへの支援	生きがい活動の機会の充実	・シルバー人材センター事業が、急増する高齢者の受け皿としての機能を十分果たし、元気な高齢者が「社会の支え手」となるよう、今後も補助金を交付し、活動の支援を行います。	継続	通期	高齢福祉課
		・高齢者が社会の一員として生きがいや充実感を持ち、健康の維持・増進を図るため、地域の長寿クラブおよび長寿クラブ連合会の活動に対して補助金を交付するなど、活動を支援します。	継続	通期	高齢福祉課
		・地域の人や高齢者同士が交流する機会を提供することで、高齢者の引きこもりを防止し、生き生きとした生活が送れるよう、各地区の福祉委員や社会福祉協議会が連携して実施する「いきいきサロン」の開催を支援します。			
		・長寿クラブ活動などに対する広報活動を強化することで、新規会員の確保を支援します。			
		・地域の高齢者が集まる場所などに出向いて、介護予防教室を開催し、健康を維持・増進ができるよう支援します。教室終了後も生きがいを持って生活できるよう自主活動の支援などを行います。	継続	通期	社会教育課
		・生きがいを創り出せるような学習内容を充実した高齢者を対象とする寿大学を開催します。また、多様なクラブ活動が展開されるよう支援します。			
		・高齢者の生きがいづくりの場として、生涯学習講座、公民館講座などにおいて、高齢者を対象とした事業・メニューの提供を行います。			
・公民館講座の受講から自主団体としての活動に発展するように、積極的に支援を行います。					
年齢にとらわれず活躍できる社会の構築	ボランティア活動への高齢者の参加促進	・長寿クラブを中心とした地域の清掃・美化活動を実施します。	継続	通期	高齢福祉課
		・長寿クラブが行う地域の子どもの見守り活動や、地域の高齢者の孤立化を防ぐための「友愛活動」（声掛け・支え合い・仲間づくりなど）を支援します。			
		・ボランティア活動に関する広報啓発活動を支援します。			
		・まちづくり推進組織において高齢者は依然として活動の主要な担い手であり、今後もまちづくり推進組織に対する支援を行うことで、高齢者の活躍の場を整備します。	継続	通期	市民協働課
		・文化祭等の公民館事業の補助など、高齢者が参加しやすいボランティア活動を計画します。	継続	通期	社会教育課

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
福祉・介護サービスの充実	在宅福祉サービスの充実	・住み慣れた家や地域で暮らしたいと願う高齢者の孤独感の解消や、自立した生活への支援を行います。	継続	通期	高齢福祉課
		・介護する家族に対する相談体制や負担を軽減するためのサービス体制を整えます。			
		・高齢者虐待に対し、民生委員・児童委員、介護サービス事業者、かかりつけ医、警察署などのネットワークを強化し、早期発見や適切な支援を行います。			
	住民相互で支えあう地域体制の充実	・医療関係者、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などと連携し、地域課題や対応策を検討していくことで、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう「地域包括ケアシステム」を推進します。	継続	通期	高齢福祉課
		・地域住民による支えあい活動の担い手を養成し、担い手が活動できる体制を整えます。			
		・民生委員・児童委員、福祉委員、長寿クラブ、まちづくり推進組織や区長会等との連携を強化し、地域で高齢者を見守る体制づくりを進めていきます。			
		・新聞、ガスなどの民間事業者との見守り協定を結び、さりげない見守り活動を継続していきます。			
	適切なサービス提供に向けた相談事業の充実	・地域包括支援センターにおいて、高齢者に関するあらゆる相談（介護、認知症、虐待など）に応じます。	継続	通期	高齢福祉課
		・民生委員・児童委員、介護支援専門員などに介護に関する情報を随時提供し、連携することで、総合相談体制の充実を図ります。			
		・相談窓口の周知を図ります。			
		・「高齢者保健福祉サービス利用ガイド」を活用し、各種サービスに関する情報を提供します。			
		・「介護保険サービス利用ガイド」を活用し、各種サービスに関する情報を提供します。			
安心して暮らせる生活環境の整備	住まいの保障	・介護保険制度を活用した住宅改修について、ニーズに応じた適正な給付事務を行います。	継続	通期	高齢福祉課
		・安心して生活できる住宅の普及を促進するため、毎年地区を定め、地区内にある昭和56年5月以前建築の木造住宅を全戸訪問し、無料耐震化診断を勧めるなど、直接的な働きかけを行います。	継続	通期	都市計画課
	家庭における防火対応の促進	・住宅用火災警報器の設置及び維持管理について、従前の啓発活動を継続するとともに、今後は、設置から10年が経過した機器の維持管理について、重点的な啓発活動を実施します。	拡大	通期	消防本部

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
安心して暮らせる生活環境の整備	判断能力が不十分な人への支援	・高齢者の権利擁護に関する相談や、判断能力が不十分な認知症高齢者に対し、成年後見制度の活用への支援を行います。また、成年後見制度利用促進計画の作成、中核機関 [※] の設置により、利用促進を図ります。	継続	通期	高齢福祉課
		・成年後見人の選任の際、身寄りがなく申立人がいない高齢者のために市長申し立てを行います。			
		・成年被後見人について、適切な名簿管理など、速やかな措置を取ります。	継続	通期	市民課
	緊急時の対応強化	・健康に不安を持つひとり暮らし高齢者に対し、非常ボタンを押すだけで消防署に連絡が入る緊急通報装置の貸出などを行います。	継続	通期	高齢福祉課
		・「避難行動要支援者名簿」を整備し、自治会（自主防災組織）や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域住民などと連携した支援体制の構築に努めます。	継続	通期	社会福祉課
	高齢者を狙った犯罪や消費生活に関するトラブルにおける対策強化	・地域ぐるみの見守り活動として、関係機関（警察、防犯協会など）と連携し、高齢者の家庭訪問を行います。また、高齢者団体向けの防犯講話などを行います。	継続	通期	生活安全課
・消費生活トラブルの未然防止に向け、広報などを活用した注意喚起の他、関係機関と連携し、消費生活講座などを実施します。					
・市民相談室や消費生活相談窓口の充実と周知に努め、問題解決に向けた支援を行います。					
高齢者にやさしいまちづくりの推進	ユニバーサルデザインのまちづくり	・公共施設・歩道・広場の段差解消、休憩施設（ベンチなど）の設置など、バリアフリー化事業を行い、適切な維持管理に努めます。	継続	通期	都市計画課 総務課 各施設の管理者
		・「市民公園文化施設再整備計画」に基づき設置した、市民公園内の多目的トイレ及び手すりなどの適切な維持管理に努めます。	継続	通期	都市計画課 各施設の管理者

※中核機関

権利擁護支援を必要とする人を適切な支援につなげる「地域連携ネットワーク」の仕組みにおいて、中核的な役割を果たす機関。司令塔機能・事務局機能・進行管理機能により、地域における連携・対応強化を継続的に推進する役割を担う。東濃圏域では、東濃5市共同での設置を目指し、継続的に協議を行っている。

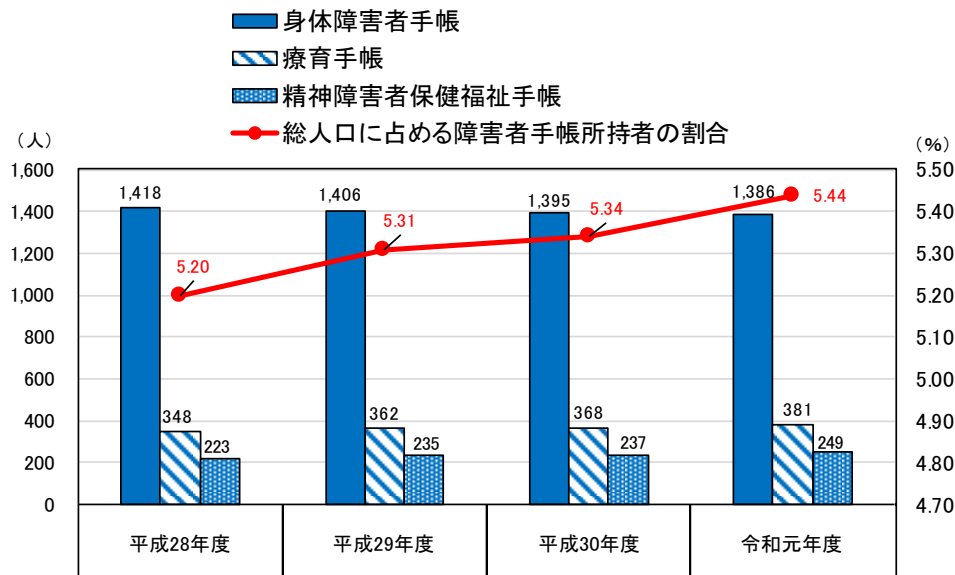
(4) 障がい者

■ 現状と課題・今後の方向性

国における障がい者の人権等に関する取り組みとしては、平成 18（2006）年に国際連合が採択した「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法の整備や制度の改革を進めてきました。平成 23（2011）年に改正した「障害者基本法」では、障がい者の定義を見直すとともに、合理的配慮の概念が盛り込まれました。また、平成 24（2012）年には、従来の障害者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正し、難病患者を障がい福祉の対象に含めるなど制度改正がされ、翌、平成 25（2013）年には、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。この間には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」など他にも多くの法律が制定されています。これら一連の法整備などを経て、平成 26（2014）年 1 月、「障害者権利条約」が批准されました。条約の批准により、障がい者の権利の実現に向けた取り組みが一層強化され、人権尊重についての国際協力が推進されることとなりました。

本市における令和元（2019）年度末現在の障害者手帳所持者は 2,016 人で、総人口に占める割合は、5.44%となっています。内訳は、身体障害者手帳所持者が 1,386 人、療育手帳所持者が 381 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 249 人であり、総人口に占める障害者手帳を持つ人の割合は年々増加しています。（図表 13）障がい者の高齢化や、障がいの重度化・重複化などの課題もある中、個々の状況に応じたサービスの提供が求められています。

図表 13 障害者手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課

こうした中、本市では、障がい者をはじめ、誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる共生社会の実現を目指し、「瑞浪市障害者計画」「瑞浪市障害福祉計画」「瑞浪市障害児福祉計画」を作成し、障がい福祉施策の推進に取り組んでいます。その取り組みの一つに、地域生活支援拠点等の整備があります。これは、障がい者が地域で安心して生活できる支援体制を整備するもので、緊急時の相談支援体制や受入体制を確保するとともに、施設・親元からグルー

プホーム・一人暮らし等へ生活の場を移行しやすくする支援として、体験の機会を提供する体制を確保するものです。障害者支援施設等の社会資源の数が限られている中、東濃5市共同で整備することを目指し、継続的に協議を進めています。また、相談体制については、令和元(2019)年度、東濃5市共同で東濃基幹相談支援センター[※]を設置し、緊急時および専門的な相談に対応できる体制を構築しました。地域生活支援拠点等の円滑な整備・運営にあたっては、各関係機関の協働と、地域全体の支援力向上の意識が必要です。課題や意見を共有しながら協議を積み重ね、地域ネットワークの強化と、協働意識の定着化を図り、障がいのある人が自立して生活するための環境づくりや社会参加の促進に努めていきます。

小中学校における令和2年度の特別支援学級[※]の設置数は、市内7小学校に知的障がい学級8学級(30名在籍)、自閉情緒障がい学級3学級(8名在籍)、肢体不自由学級2学級(4名在籍)、市内3中学校では、知的障がい学級4学級(16名在籍)、自閉情緒障がい学級3学級(12名在籍)となっています。通常学級と特別支援学級との交流や共同学習の他、瑞浪市在住の特別支援学校[※]に在籍している児童生徒と居住地校児童生徒との交流事業等を積極的に行い、共に学ぶ意識づくりや障がい者に対する理解の促進を図っています。また、全小中学校において、福祉協力校の取り組みによる人権尊重意識の醸成を推進しています。

今後も、教室環境のユニバーサル化やユニバーサルデザインの授業[※]を通して、誰にとっても過ごしやすく学びやすい学校生活や授業の提供に努めるとともに、インクルーシブ教育[※]の観点から、障がいの有無に関わらず、共に学び、共に生きるという考え方や態度の育成を図っていきます。

住み慣れた地域で、障がいのある人とその家族が安心して暮らすためには、市民一人ひとりが障がいに対する理解を深め、助けあい、支えあうまちづくりを進めることが求められます。様々な機会を通じて、障がいへの理解の推進と障がいを理由とする差別の解消の啓発に努めていきます。

※基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、専門的・総合的に相談業務を行う機関。東濃5市共同で設置し、東濃圏内の6か所の相談支援事業所に運営を委託している。

※特別支援学級

障がいがあるために、通常の学級における指導では十分な指導の効果を上げることが困難な児童生徒に対し、きめ細かな教育を行うために、小学校及び中学校の中に、特別に設置された少人数の学級のこと。

※特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。(学校教育法より)

※ユニバーサルデザインの授業

発達障がいの有無にかかわらず、子供にとって分かりやすく、楽しい授業を行うこと。

※インクルーシブ教育

障がいのある子供を含む全ての子供に対して、子供一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育支援を通常学級において行う教育のこと。

◆今後の取り組み

◆わたしたち（市民）が取り組むこと ◆

- 様々な市民交流の場に積極的に参加します。
- 障がい者を特別扱いせず、声かけをして仲間づくりをします。
- 障がい者の目線で施設や設置物の状況をみます。
- 一人で悩まず、早めに相談します。

◆行政（市）が取り組むこと ◆

- 障がい者に対する市民の理解を深め、交流を促進します。
- 障がい者の権利保護を進めます。
- 障がい者が住み慣れた地域で生活できるよう支援の充実を図ります。
- 障がい者の雇用・就労の支援と社会参加を促進します。
- 障がい者の家族への支援の充実を図ります。
- 障がい者にやさしいまちづくりを進めます。

◆具体的施策 ◆

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
理解と交流の促進	障がいのある子どもとの交流教育の推進	・通常学級と特別支援学級との交流を積極的に進めるとともに、特別支援学校に在籍する子どもの居住地校交流 [※] を行います。	継続	通期	学校教育課
		・市内全ての学校が「福祉協力校」として、社会福祉協議会と連携を取りながら、障がい者に対する理解、社会的支援や介護・福祉などの課題に関する理解を深めるための啓発活動を行います。			
	特別支援教育の充実	・障がいのある子ども一人ひとりの個別の指導計画を作成し、障がいの特性に応じて一貫した指導の工夫・改善を図ります。	継続	通期	学校教育課
		・LD（学習障がい）、ADHD（注意欠如・多動性）など発達障がいに対応できるよう、必要に応じて専門家の派遣や、教員に対する研修を行います。			
教育のユニバーサルデザイン化に向けた取り組み	・小中学校において、発達障がいのある子どもを含めた全ての子どもにとって分かりやすく、楽しい授業をつくる「授業のユニバーサルデザイン化」を進めていきます。	継続	通期	学校教育課	
・「インクルーシブ教育」の観点から、障がいのあるなしにかかわらず、全ての子ども達が共に学ぶことを大切にしています。					
交流事業の充実	・障がい福祉サービス事業所などが行う地域交流事業のPRを支援し、共生意識の醸成につながる機会を確保します。	継続	通期	社会福祉課	

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
地域生活への支援の充実	判断能力が不十分な人への支援	・成年後見制度の継続的な周知を行うとともに、利用促進計画の作成、中核機関の設置により、利用促進を図ります。	継続	通期	社会福祉課
		・後見人の選任の際、身寄りがなく、申立人がいない障がい者のために市長申し立てを行います。また、後見人等報酬の支払いが困難と認められる者については、当該報酬の全部又は一部を助成します。			
		・成年被後見人について、適切な名簿管理など、速やかな措置を取ります。	継続	通期	市民課
	相談窓口の充実	・相談につながるよう、身近な相談窓口の周知を図ります。相談内容が複合化・重層化する中、各相談窓口が円滑に連携・協働しながら対応できるよう、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の機能を強化します。	継続	通期	社会福祉課
	地域生活支援の充実	・日常生活用具給付や移動支援等の各種制度について周知を図るとともに、制度がニーズに合致しているかを検証しながら、よりよい制度となるよう努めます。	継続	通期	社会福祉課
	訪問サービスの充実	・居宅介護等の訪問系障害福祉サービスについて、心身状況や生活状況等を勘案しながら、適切に支給決定します。	継続	通期	社会福祉課
住宅環境の改善（助成制度）の促進	・制度の周知を行うとともに、申請時には丁寧な聞き取りにより改修内容を確認し、居宅生活の利便性が向上するよう支援します。	継続	通期	社会福祉課	
雇用・就労の支援と社会参加の促進	ハローワークなど、労働関係機関との連携や相談機能の充実	・ハローワークや雇用開発協会などの関係機関と連携して、就労に関する説明会などを実施し、情報提供を行います。	継続	通期	商工課
		・働く意思のある障がい者の就労を支援するため、就労に関する情報提供や企業に対する啓発を行います。			
		・障がい者の雇用促進と就労定着に向け、関係機関と連携しながら、障がいの特性に応じた就労支援を行います。	継続	通期	社会福祉課
	福祉的就労の場の確保	・身近な地域での就労先・実習先の確保に向け、雇用側と障がい者がお互いに理解を深めることができるよう、企業等と就労系事業所との連携を支援します。	継続	通期	社会福祉課
	障がい者の積極的な雇用	・市職員として、障がい者を幅広く計画的に採用し、障害者雇用率の達成・維持を図ります。	継続	通期	秘書課
障がい者の社会参加への支援	・社会参加の促進及び共生社会実現に向けた身体障害者福祉協会の活動を支援します。関係部署と連携し、障がい者が文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動に参加しやすい環境づくりをめざします。	継続	通期	社会福祉課	

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
障がい者の家族への支援	障がい者の家族への支援の充実	・障がい者の家族の負担軽減と休息を図るため、短期入所サービスや日中一時支援事業を行う事業所の確保と利用促進に努めます。	継続	通期	社会福祉課
		・相談支援事業所と連携しながら、相談しやすい体制づくりをし、早期の対応ができるように努めます。			
障がい者こやさいまちづくりの推進	ユニバーサルデザインのまちづくり	・公共施設・歩道・広場の段差解消、休憩施設（ベンチなど）や点字誘導ブロックの設置など、バリアフリー化事業を行い、適切な維持管理に努めます。	継続	通期	都市計画課 総務課 各施設の管理者
		・「市民公園文化施設再整備計画」に基づき設置した、市民公園内の多目的トイレ及び手すりなどの適切な維持管理に努めます。	継続	通期	都市計画課 各施設の管理者

※居住地校交流

特別支援学校の児童生徒が、自分の居住している地域の小中学校に行き、居住地の児童生徒と一緒に学習活動を行うことで、つながりを深めていくことを目的とした交流事業。

(5) 同和問題

■ 現状と課題・今後の方向性

同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、生まれ育った地域によって、日常生活の上で不当に差別され、基本的人権が侵害されることがあるという重大な人権問題です。

昭和40（1965）年、国の「同和対策審議会答申」において、同和問題は「日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」であり、「その早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」と位置付けられました。この答申に基づき、昭和44（1969）年から平成14（2002）年3月までの33年間、「同和対策事業特別措置法」が施行され、生活環境の改善や公共施設の整備、基本的人権の擁護など、問題解消に向けた様々な取り組みが進められたことにより、一定の成果があげられました。平成14（2002）年4月以降は、人権啓発活動年間強調事項の一つとして、同和問題への取り組みが継続された後、平成28（2016）年、部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

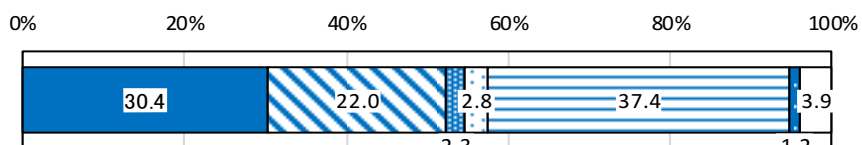
本市では、広報などを活用した啓発活動のほか、平成30（2018）年からは、東濃地区同和問題啓発協議会（多治見市、土岐市、恵那市、中津川市、瑞浪市）を起ち上げ、連携した啓発事業等に努めています。また、小中学校においては、岐阜県が平成30（2018）年3月に改訂した「岐阜県人権教育基本方針」に基づき、同和問題を人権教育の重要な柱として捉え、様々な問題を解決できる実践力を高めていくよう推進しています。

しかし、令和元（2019）年に本市が実施した「人権に関する市民意識調査」の結果にみられるように、今もなお結婚における心理的な差別があるのが現状です。（図表14）

また、「同和問題について特に問題だと思うこと」に対して、「わからない」と回答した市民が40.6%と最も多く（図表15）、人権問題としての認識の低さが伺えます。

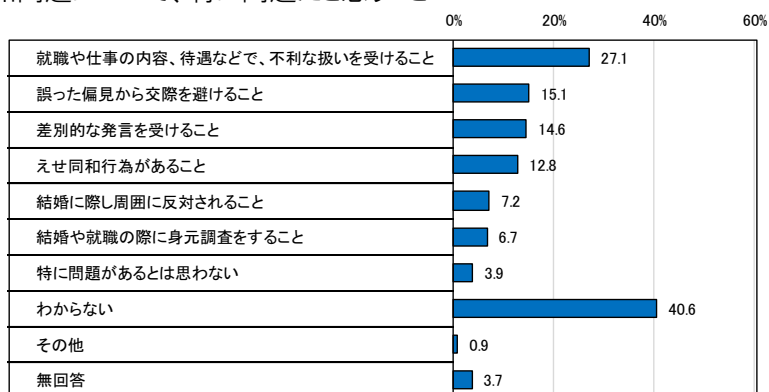
図表14 自分の子どもが同和地区出身の人と結婚するとしたらどうするか

- 同和地区の人であるか否かは関係なく、祝福する
- 自分としてはこだわりがあるが、子どもの意志を尊重して認める
- 家族・親戚などの反対があれば、認めない
- 自分は反対であり、絶対に認めない
- わからない
- その他
- 無回答



資料: 令和元年「人権に関する市民意識調査」

図表 15 同和問題について、特に問題だと思うこと



資料：令和元年「人権に関する市民意識調査」

全国的な状況としては、法務局が取り扱った「同和問題に関する人権侵犯事件」における新規救済手続き開始件数が、平成 28（2016）年以降は微増となっていましたが、令和元（2019）年度には 221 件と大きく増加しています。（図表 16）

同和問題などの様々な人権問題は、知識不足による偏見や思い込み、慣習・しきたりなどから生じていることも多く、その解消のためには一人ひとりの正しい知識を身に付け、「人権尊重の理念」について理解を深めることが重要です。

図表 16 法務省の人権擁護機関において取り扱った人権侵犯事件数(開始件数)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 令和元年
同和問題に関する 人権侵犯	117	93	78	86	92	221

資料：法務省 人権擁護局

市が行う人権教育・啓発においては、「部落差別の解消の推進に関する法律」の基本理念を踏まえ、人権に関わるあらゆる問題の解決につながる広がりを持った取り組みを推進していくことが重要であると考えます。市内幼稚園、小中学校においては、平成 18（2006）年度より岐阜県全体で推進している「ひびきあい活動」の取り組みを進め、子供たちの人権問題に対する実践的な態度を養い、行動力を培うことを引き続き目指します。また、市民、企業に対する啓発の実施、また人権教育・啓発を担う教職員や市職員などの人権意識や指導力向上のための取り組みを通して、市民の間に人権に関する正しい理解と認識を普及させ、差別や偏見がない社会の実現に努めます。

◆今後の取り組み

◆ わたしたち（市民）が取り組むこと ◆

- 同和問題に関心を持ち、正しい知識を学習します。
- どのような境遇の人とも仲良くします。

◇ 行政（市）が取り組むこと ◇

- 市民一人ひとりが、同和問題についての正しい理解と認識を深めることができるよう、国・県・人権関係団体などと連携し、人権教育・啓発を積極的かつ効果的に実施します。
- 職場において、同和問題に起因する事案の発生を未然に防ぐため、企業に対する啓発に努めます。
- 行政や人権擁護委員をはじめとする地域の関係者を対象に、正しい知識の普及や学習機会の充実に努めます。

◇ 具体的施策 ◇

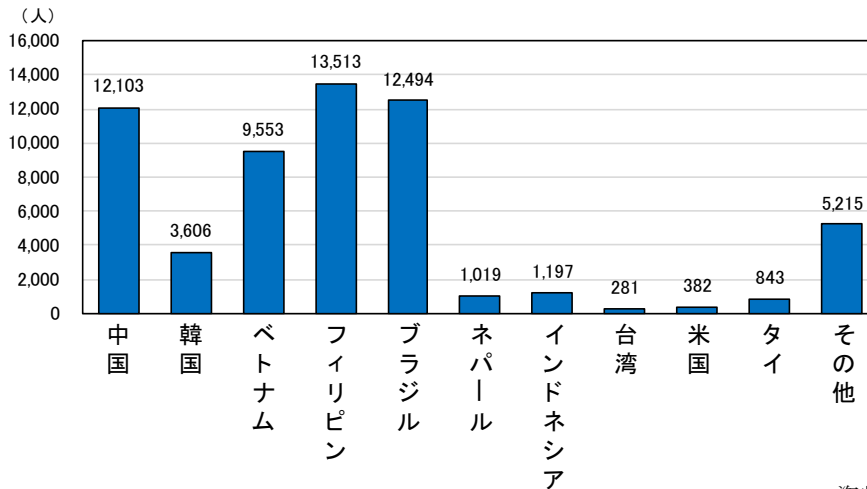
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
同和問題の正しい理解と対応	児童生徒の実践的態度の育成	・付きたい3つの力である「認識力」「自己啓発力」「行動力」を高める「学校教育計画」、「人権教育全体計画」を作成します。	継続	通期	学校教育課
		・「人権教育全体計画」を基に、付きたい3つの力から継続的な実践の積み上げを行います。			
		・学校の中だけでなく、家庭、地域と連携しながら児童生徒を育成していくための啓発や取り組みを進めます。			
	「ひびきあい活動」の取り組みの充実	・各園、各学校における「ひびきあい活動」の取り組みを、家庭や地域と連携しながら、子どもたちがより主体的に取り組むことができるように工夫・改善します。また、学校報や授業参観日における公開などを通して、家庭や地域に取り組みのよさを発信していきます。	継続	通期	学校教育課
		教職員研修の充実・指導力の向上	・人権教育幹部（管理職・人権教育主任）研修会、人権教育教員研修会で学んだことを校内伝達し、学びあいます。また、研修計画に基づき、各校において人権教育推進研修会を実施します。	継続	通期
	・人権教育の観点を明確にした授業実践を行います。				
雇用の安定向上	本人の能力に関係のない就職差別をしないための企業などへの啓発	・関係機関と連携してチラシ・パンフレットを配布し、啓発活動を行います。	継続	通期	商工課
		・同和問題に起因する就職差別について相談があった場合は、速やかに専門機関に取り次ぎます。			
啓発の推進	同和問題に関する正しい知識の普及	・同和問題に関する正しい知識を普及するため、適切な資料の提供に努めます。また、国、県及び他課との連携に努めます。	継続	通期	社会教育課（市民図書館）
		・人権啓発講演会の開催や学校などへの啓発冊子の配布などを通して、正しい知識の普及に努めます。	継続	通期	生活安全課
	正しい知識の普及と学習機会の充実	・市職員は、正しい知識を身に付けるため、国や県、関係機関が実施する研修などに参加します。	継続	通期	生活安全課
		・広報、市ホームページなどを活用して、啓発に努めます。			

(6) 外国人

■ 現状と課題・今後の方向性

岐阜県内の外国人住民数は、平成 20 (2008) 年をピークに減少していましたが、平成 27 (2015) 年以降、再び増加に転じています。令和元 (2019) 年 12 月末現在の人数は 60,206 人で、国籍別ではフィリピン人 (13,513 人)、ブラジル人 (12,494 人)、中国人 (12,103 人) の順となっています。(図表 17)

図表 17 岐阜県内の国籍別外国人住民数 (令和元年 12 月末)



資料：在留外国人統計

本市における外国人市民数についても、県同様、平成 20 (2008) 年以降は減少していましたが、平成 27 (2015) 年以降、再び増加に転じました。令和元 (2019) 年 10 月 1 日現在の人数は、1,078 人で、総人口に占める割合は 2.11% です。国籍別ではフィリピン人が最も多く、次いでベトナム人、中国人となっており、ベトナム人の増加が目立ちます。(図表 18、図表 19)

小中学校における外国人児童生徒数は、令和 2 (2020) 年 6 月 1 日現在 55 人であり、その内、日本語指導が必要な児童生徒は 32 人となっています。国籍別では、フィリピン人が最も多く、ブラジル人、中国人と続きます。(図表 20)

外国人児童生徒が、日本語を学ぶ機会が無いまま小中学校へ編入した場合、日本語の初期指導に加え、学校生活への適応指導も必要となります。特に小学校高学年以上の学齢であると、言語習得がより困難となる傾向にあり、授業内容等が十分に理解できないために学習や活動に興味もたえず、問題行動へとつながってしまうケースも見られます。

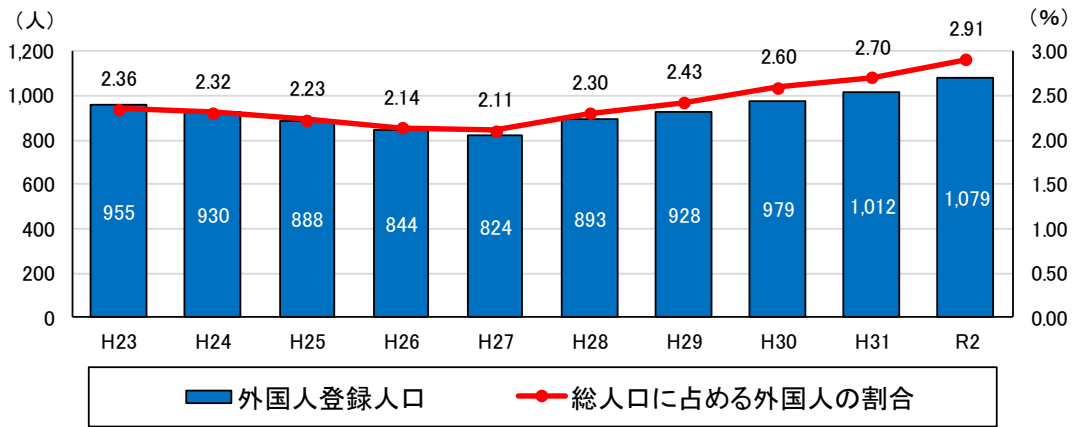
こうした外国人児童生徒への日本語教育や相談体制の周知、円滑な就学や就職の促進等、支援体制の整備が重要な施策となってきます。本市では、外国人児童生徒適応指導員[※]等を学校の現状に合わせて効果的に配置し、日本語学習の支援の他、文化的な背景を踏まえた学校生活への適応等の支援も行っています。

今後も、適応指導員の効果的な活用や、日本語指導を行う講師の研修の実施により、学校生活において困難を抱えることが多い外国人児童生徒等を見守り、支援する取り組みを継続していきます。

本市に住む外国人を含む全ての人が、必要な情報やサービスを受けることができ、安心して生活できるまちづくりを進めるため、多言語による広報や各種行政サービス (教育、医療、ごみの出し方など) の案内などの充実を図ります。また、外国人市民を地域の一員として受け入れることのできる社会を形成していくため、国籍や民族などの異なる人々が、多様な文化や価値観

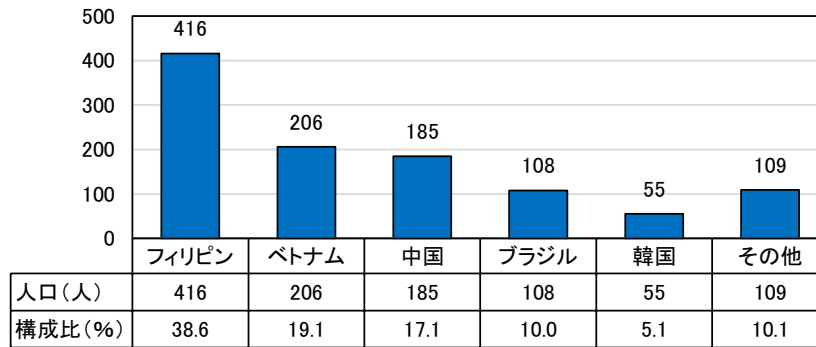
について理解し、互いを尊重しながら学び合える関係を築けるよう、学校教育や社会教育などの場における人権教育を進めていきます。

図表 18 瑞浪市の外国人市民数（各年4月1日現在）



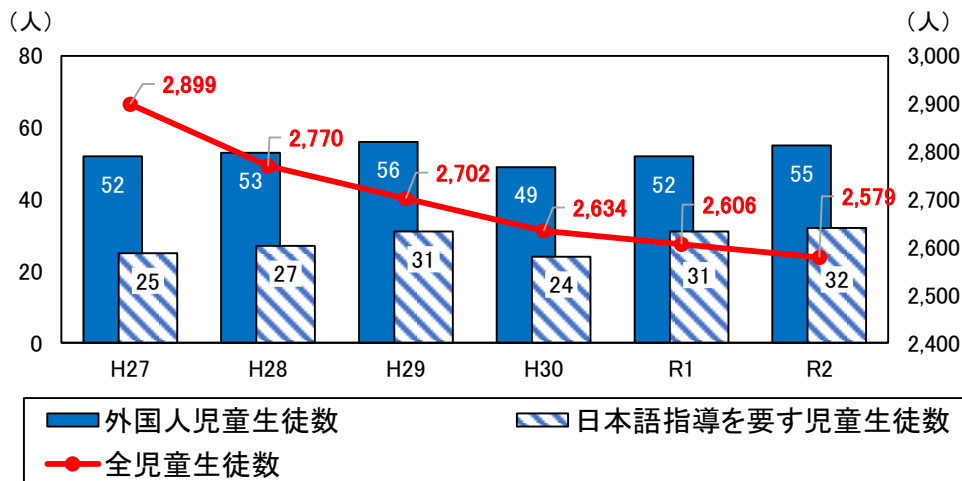
資料：企画政策課

図表 19 瑞浪市の国籍別外国人市民数(令和2年4月1日現在)



資料：市民課

図表 20 外国人児童生徒数と要日本語指導児童生徒数（各年6月1日現在）



資料：教育委員会

※外国人児童生徒適応指導員

日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、外国人児童生徒の母語を使用して、日本語指導や学校生活への適応指導を行う支援員。

◆今後の取り組み

◆わたしたち（市民）が取り組むこと ◆

- 外国人との交流の場に積極的に参加します。
- 地域に居住する外国人と積極的に交流します。
- 多様な文化に関心を向け、理解することに努めます。

◆行政（市）が取り組むこと ◆

- 国際理解を深め、国際交流を支援します。
- 外国人児童生徒への教育体制の充実を図ります。
- 外国人に対する生活支援の充実を図ります。
- 多様な文化を認め合う多文化共生社会を目指した地域づくりを進めます。

◆具体的施策 ◆

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
国際理解の推進・交流	国際交流事業、多文化交流事業の実施	・日本の伝統文化や外国の文化に触れる事業を提供します。	継続	通期	社会教育課 (市民図書館)
		・市民図書館において、異文化理解に関する資料の収集と提供に努めます。			
外国人児童生徒への教育体制の充実	外国人児童生徒の理解と支援	・外国人児童生徒に対する学校生活への適応指導や日本語指導を行う学校への支援を図るため、外国人児童生徒適応指導員の支援を必要とする学校に効果的に配置します。	継続	通期	学校教育課
		・日本語指導非常勤講師の指導力向上のため、研修を行います。			
		・日本の教育システムや就学の手続きなどが理解できるように、保護者と積極的にコミュニケーションをとり、関係機関との連携の下、きめ細かく支援をしていきます。			
生活外国人への支援の充実	手続きなどにおける多言語による表記の推進	・多言語による広報や各種行政サービス（教育、医療、ごみの出し方など）の案内などの充実を図ります。	継続	通期	市民課 関係各課
	ホームページなどにおける多言語による表記の推進	・言語の違いにより、必要な行政情報、生活情報の取得に支障をきたすことがないよう、外国語対応ページの更新、新規作成を各課に依頼し、情報発信に努めます。	継続	通期	企画政策課

(7) 感染症患者

■ 現状と課題・今後の方向性

感染症については、不正確な知識や思い込みによる過度な危機意識により、患者・元患者・その家族に対する偏見・差別意識が生じ、様々な人権問題が発生しています。これには、感染症に対する正しい知識や理解が必要となりますが、理解は進みつつあるものの、依然として、偏見や差別が解消されていない状況にあります。

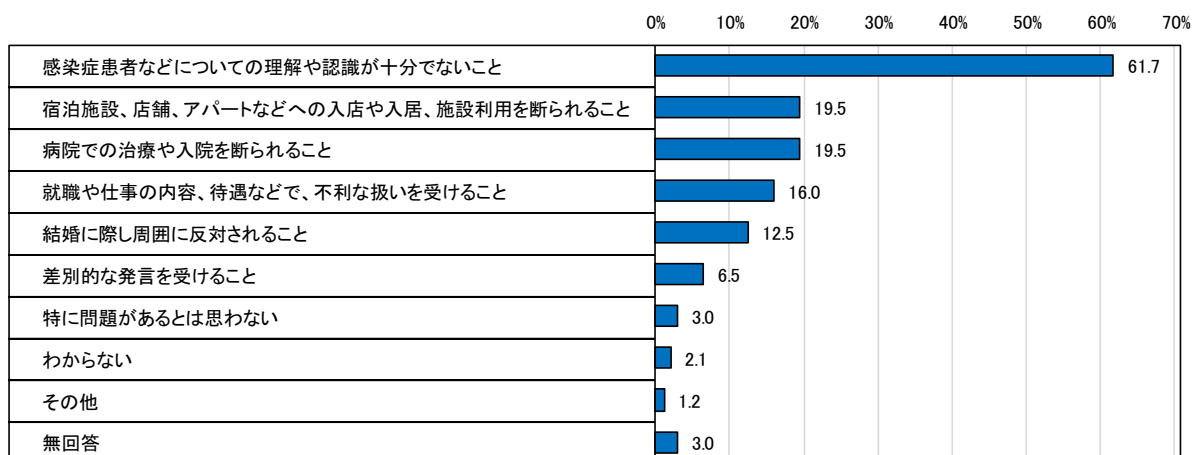
例えば、H I V[※]感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものではないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はないことなどの、正しい知識の普及が必要です。また、ハンセン病[※]については、平成21(2009)年施行の「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」により、各種施策が実施されてきた中、令和元(2019)年、ハンセン病元患者の家族が起こした、隔離政策による患者とその家族への偏見・差別への損害賠償に係る裁判について、国の謝罪と賠償を求める判決が出されたことにより、国は控訴せず、内閣総理大臣談話として、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組むことを公表しました。

新たな感染症患者についての問題としては、令和2(2020)年2月以降、新型コロナウイルス感染症拡大により、感染者とその家族や関係者、医療従事者等への不当な差別や誹謗中傷案件が全国的に数多く確認されています。

様々な感染症について、感染者等が社会の不当な差別や偏見に苦しむことのないように、各種感染症の正しい理解と偏見・差別の解消に向けた周知、啓発や、相談体制の整備が求められます。

令和元(2019)年に本市が実施した「人権に関する市民意識調査」では、感染症患者などの人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことかについて、「感染症患者などについての理解や認識が十分でないこと」の割合が61.7%と最も高いことから(図表 21)、本市では、各種感染症について市民への正しい知識の普及や、偏見や差別の防止に努めます。また、市民からの相談に関しては、相談窓口の周知に努めるとともに、必要に応じ関係機関と連携し、適切な対応をします。

図表 21 感染症患者などの人権について問題があると思うこと



資料：令和元年「人権に関する市民意識調査」

※H I V

ヒト免疫不全ウイルス。エイズの原因となるウイルスの一種で、感染すると病原体などから体を守る免疫力が低下し、健康時には感染しないような感染症を発症するようになる。指標となる疾患を発症するとエイズと診断される。様々な治療薬が出ており、感染の早期発見や治療の早期開始・継続により、エイズ発症を予防することが可能となっている。

※ハンセン病

らい菌による慢性の感染症。感染力は非常に弱く、発病しても、早期に治療すれば短期間で治癒する。平成8（1996）年に「らい予防法」が廃止されるまで、患者が療養所に隔離されたり、怖い病気という誤解から偏見や差別が広まった。

◆今後の取り組み

◇ わたしたち（市民）が取り組むこと ◇

- 感染症に関する正しい知識を身に付けます。
- 感染症患者等に偏見を持たず、理解と支援に努めます。

◇ 行政（市）が取り組むこと ◇

- 感染症患者についての正しい理解と認識を深めることができるよう、関係団体と連携し、正しい知識の普及に努めるとともに、人権問題に適切に対応します。
- 感染症患者等に関する相談窓口の周知に努めます。

◇ 具体的施策 ◇

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
偏見や差別の解消	H I V感染症やハンセン病、その他感染症に関する正しい知識の普及	・保健所と連携を図りながら、ハンセン病等に関する正しい知識の普及および、HIV 感染症やその他感染症に関する感染予防や偏見予防に努めます。	継続	通期	健康づくり課
		・保健学習を通して、感染症に関する正しい知識を身に付け、適切に判断し、感染を回避できる行動がとれるよう指導をしていきます。また、道徳学習を通して、他者を思いやる心を育むとともに、児童生徒の感染者に係る人権尊重意識を高めます。	新規	通期	学校教育課
	感染症への差別や偏見に関する相談体制の充実	・市民相談窓口の周知に努めるとともに、差別などの相談があった際には、必要に応じ関係機関と連携し、適切な対応をします。	新規	通期	生活安全課
		・人権教育を通して、児童生徒の正しい認識力を育むとともに、教育相談体制を確立し、問題の早期発見・早期対応に努めます。	新規	通期	学校教育課

(8) インターネットによる人権侵害

■ 現状と課題・今後の方向性

令和元（2019）年中に法務省の人権擁護機関が取り扱った人権侵犯事件における新規救済手続開始件数 15,420 件の内、インターネット上の人権侵害情報に関する事件数は 1,985 件と、平成 29（2017）年に次いで過去 2 番目に多い件数となりました。（図表 22）

図表 22 法務省の人権擁護機関において取り扱った人権侵犯事件数(開始件数)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 令和元年
人権侵犯事件における新規救済手続開始件数	21,718	20,999	19,443	19,533	19,063	15,420
インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯	1,429	1,736	1,909	2,217	1,910	1,985

(件)

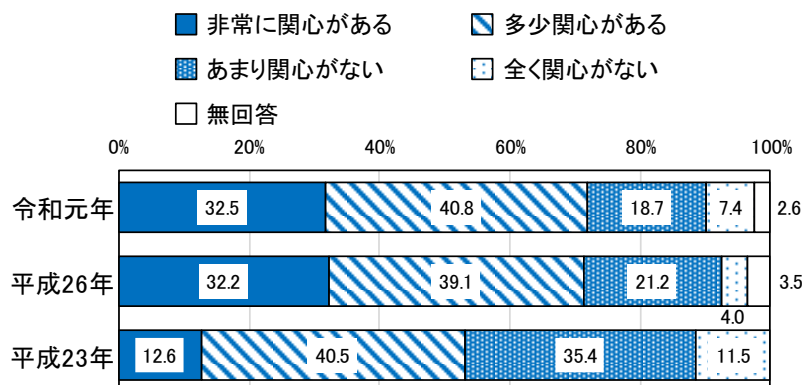
資料：法務省 人権擁護局

インターネットや SNS、スマートフォン等の普及により、その匿名性を悪用した他人への誹謗中傷、プライバシーに関する情報の無断提示、差別的な書き込みなど、人権やプライバシーを侵害する事件が多く発生しており、社会的な問題となっています。一旦情報が流出してしまうと、完全に削除することは難しく、被害が長期化、深刻化することもあります。

国においては、平成 14（2002）年に「プロバイダ責任制限法」が施行され、インターネット上の情報等について権利の侵害が行われた際、被害者には、プロバイダやサーバーの管理者に対し、発信者情報の開示を請求する権利が与えられました。その後、平成 21（2009）年「違法・有害情報相談センター」を設置し、違法・有害情報の対応についての相談を受け付けています。

本市で実施した「人権に関する市民意識調査」においては、インターネットを悪用した人権侵害について関心がある人の割合は、平成 23（2011）年調査では 53.1%でしたが、平成 26（2014）年は 71.3%、令和元（2019）年は 73.3%と、その割合は大きく増加しており、関心の高さが伺えます。（図表 23）

図表 23 インターネットを悪用した人権侵害に関心がある人の割合



資料：令和元年「人権に関する市民意識調査」

また、市内小中学校においては、スマートフォンの普及に伴い、インターネット上の個人情報の流出など、児童生徒間におけるトラブルが増加しているため、事例を基に、情報モラルや個人情報の取り扱いについて、児童生徒・保護者への啓発と指導を推進しています。今後、児童生徒

のスマートフォン所有率がさらに高くなっていくことが予想される中、市PTA連合会等と連携しながら、家庭におけるルール作りの徹底など、保護者への啓発を強化していきます。また、授業の中でも情報リテラシー[※]や情報モラルについて取り上げ、望ましい使用法が児童生徒に理解されるよう、教育の充実を図ります。

インターネットは、生活を豊かにする便利な道具である反面、人権侵害の面で凶器となり得ます。啓発や教育により、一人ひとりが利点と問題点を正しく理解し、人権侵害の被害者にも加害者にもならないよう安全で適切な利用を心がけることと、インターネット上における人権尊重についても理解を深めることが求められます。

本市では、こうした教育、啓発を推進するとともに、相談窓口の周知を図り、インターネット上の誹謗中傷などに関する相談の際には、必要に応じ、法務局等の関係機関との連携による速やかかつ適切な対応に努めます。

※情報リテラシー

情報活用能力のこと。

◆今後の取り組み

◆わたしたち（市民）が取り組むこと ◆

- インターネットの特性や起こり得る人権侵害についての理解を深め、ルールやモラルを守って利用します。
- 悩み事は一人で抱え込まず、相談し、解決に努めます。

◆行政（市）が取り組むこと ◆

- インターネットなどを悪用した人権侵害の未然防止のために、学校における情報教育の充実や、広報などを活用した啓発活動を推進します。
- インターネットによる人権侵害に関する相談窓口の周知に努めます。

◆具体的施策 ◆

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
人権侵害防止の啓発と対応	インターネットによる人権侵害防止のための啓発・教育	・広報、市ホームページなどを活用し、情報モラル等に関する啓発を行います。	継続	通期	生活安全課
		・人権侵害の事例を認識し、情報モラルや個人情報など、各小中学校の情報教育に関する指導・実践の推進を図ります。	継続	通期	学校教育課
		・情報教育に関する指導・実践について、校長会、教頭会、教務主任会などを通して、市内で共通認識をもって取り組みます。	継続	通期	学校教育課

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
インターネットによる人権侵害防止の啓発と対応	インターネットによる中傷等の相談・支援の充実	・インターネットによる人権侵害に関する相談窓口について、広報や市ホームページ上での周知に努めます。	継続	通期	生活安全課
		・インターネットによる誹謗中傷に関する相談の際には、法務局等関係機関への速やかな取り次ぎを行います。			
情報リテラシーの育成	情報リテラシー育成の推進	・情報の取り扱いなどに関する職員研修を毎年行います。セキュリティ関連のトラブル事案などを周知することで、職員の危機意識を高めます。	継続	通期	企画政策課
		・個人情報保護制度について、市職員及び教職員を対象とした専門講師による研修会を継続的に実施し、個人情報保護制度の適正な解釈、運用に努めます。	継続	通期	総務課
		・情報教育主任が中心となり、教職員の情報リテラシーや情報モラルへの認識を高める交流・研修を行います。	継続	通期	学校教育課
		・情報リテラシーに関する研修会を各小中学校で行います。			

(9) 性的指向、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人

■ 現状と課題・今後の方向性

「性的指向」とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などがあります。

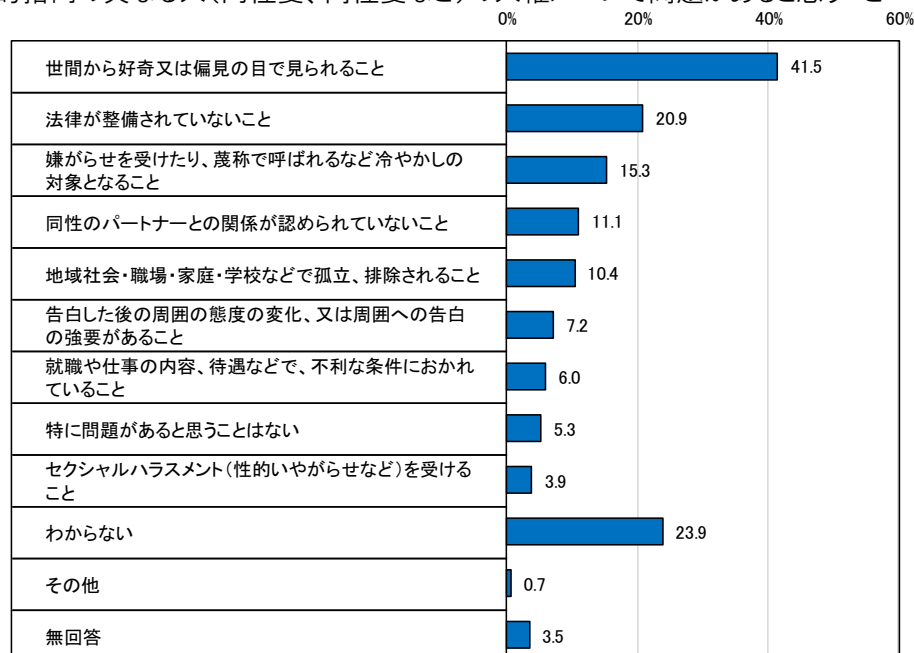
「性自認」とは、自分の性をどのように認識しているのかを示し、こころの性と呼ばれることもあります。多くの人はこの性自認と生物学的な性（からだの性）が一致していますが、この両者が一致しないために違和感を持つ人や、からだの性をこころの性に近づける性別適合手術を受ける人がいます。

こうした、同性愛等の性的指向の人や性自認と生物学的な性が一致しない人（以後「性的マイノリティ」という。）は、少数派であるがために、根強い偏見や差別、周囲の心ない好奇の目にさらされるなど、様々な問題に苦しんでいます。

市は、平成31（2019）年3月に策定した「第2次みずなみ男女共同参画プラン（後期）」において、性の多様性に関する理解の推進を新たな施策とし、啓発活動等の取り組みを始めました。また、性的マイノリティへの配慮として、平成元（1989）年11月以降、市が発行する印鑑登録証明書の性別欄を廃止しました。市内小中学校においては、多様な生き方・個性のあり方の指導の中で、性的マイノリティ等についても触れ、差別や偏見をなくす取り組みを行っています。悩みを抱える児童生徒には、本人の個性を受け止めつつ、保護者や医療機関などと連携して、当該児童生徒の心情に配慮した対応をしています。また、全小中学校に教育相談コーディネーターを配置することで、多様な悩みや相談に対応できるよう体制を整備しています。

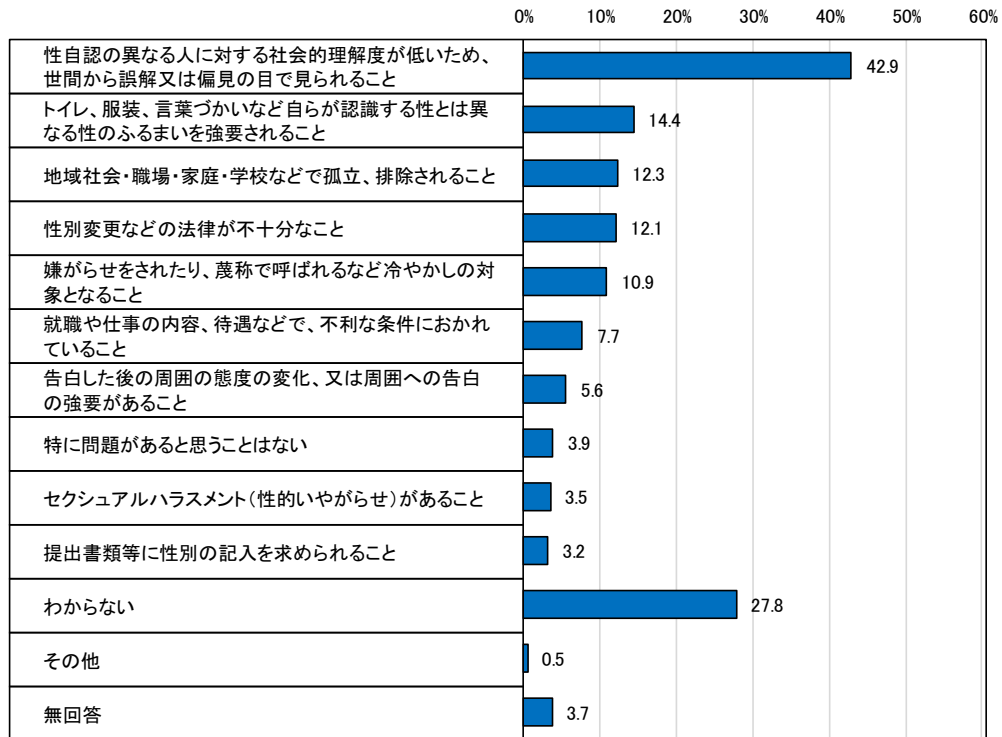
令和元（2019）年に本市で実施した「人権に関する市民意識調査」の結果によると、性的マイノリティの人権について特に問題があることは「世間から好奇又は偏見の目で見られること」であるととらえている市民が一番多く、「わからない」と回答した市民が次いで多くありました。（図表 24、図表 25 性自認の異なる人（「からだの性」と「こころの性」が一致しない状態）の人権について問題）

図表 24 性的指向の異なる人(同性愛、両性愛など)の人権について問題があると思うこと



資料：令和元年「人権に関する市民意識調査」

図表 25 性自認の異なる人(「からだの性」と「こころの性」が一致しない状態)の人権について問題があると思うこと



資料：令和元年「人権に関する市民意識調査」

こうした現状から、偏見や差別をなくすためには、性的マイノリティに関する正しい理解のための教育・啓発を行い、意識の見直しを促す必要があります。本市では、性的マイノリティの方々の人権が尊重される社会の実現に向け、性の多様性についての関心と理解を深めるための教育・啓発に努めます。

◆今後の取り組み

◆わたしたち（市民）が取り組むこと ◆

- 多様性を認め、お互いに思いやりを持って生活します。
- 興味本位のうわさや思い込みによる差別をせず、理解と支援に努めます。
- 悩み事は一人で抱え込まず、相談し、解決に努めます。

◆行政（市）が取り組むこと ◆

- 性の多様性について、正しい理解と認識を深めることができるよう、関係団体と連携し、正しい知識の普及に努め、人権問題に適切に対応します。
- 適切に相談対応ができる体制を整備し、相談窓口の周知に努めます。

◇ 具体的施策 ◇

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
人権教育・啓発の推進	正しい知識の普及および多様性の理解に向けた啓発	・性の多様性について正しい理解を促すため、関係機関と連携し、講演会の開催や啓発資料の配布等を行い、啓発に努めます。	継続	通期	生活安全課
	一人ひとりの個性の相互理解	・教育活動全般を通して、性の多様性を含む、一人ひとりの特性を個性と捉え、互いに尊重し合える態度を培うようにします。	新規	通期	学校教育課
支援体制の充実	性的マイノリティの児童生徒に対する細やかな対応の実施	・教職員が児童生徒から相談を受けた場合は、まず悩みや不安をよく聞き、児童生徒の良き理解者となるよう努めるとともに、学級においては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導と人権教育を推進します。	継続	通期	学校教育課
		・性的マイノリティとされる児童生徒は、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、保護者や関係機関などと連携しながら、児童生徒の心情などに配慮した対応に努めます。			
	相談窓口の周知	・広報などによる各種相談窓口の周知に努めるとともに、相談内容に応じ、関係機関と連携し対応します。	新規	通期	生活安全課

(10) その他

■ 現状と課題・今後の方向性

● 刑を終えて出所した人の人権問題

刑を終えて出所した人の人権については、本人及びその家族に対する根強い偏見や差別があり、就職や居住場所の確保が困難であること等が問題となっています。これらの人々の社会復帰には、本人の強い更生意欲と、地域社会の理解や協力が欠かせません。罪を犯した人の円滑な社会復帰を支援するため、法務大臣から委嘱を受けた保護司が、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、居住や就職に関する調整や相談、更生保護女性の会などとの協力による犯罪や非行の未然防止活動等を行っています。瑞浪保護区保護司会は、平成 29 (2017) 年に、「瑞浪更生保護サポートセンター」を開設し、更生保護活動の新たな拠点とし、犯罪や非行のない明るい地域社会づくりの活動に取り組んでいます。本市は、保護司会、更生保護女性の会などの団体を支援するとともに、市民に対する啓発活動を充実させます。

● 犯罪被害者等の人権問題

犯罪被害者やその家族等の人権については、犯罪による直接的な被害だけでなく、周囲の好奇の目、誤解に基づく誹謗中傷、過剰な報道等による二次的な被害が問題となっています。

国は、犯罪被害者の権利保護等のため、平成 17 (2005) 年 4 月に「犯罪被害者等基本法」を施行、翌年には同法に基づき「犯罪被害者等基本計画」を策定し、現在も後継計画により、犯罪被害者等が被害から回復し、再び平穏な生活を営めるようにするための施策を着実に進めてきました。

本市では、平成 31 (2019) 年 4 月に「瑞浪市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者やその遺族への経済的支援や、その他被害者の尊厳に配慮した支援を行っています。関係団体との連携による相談の際の速やかな対応や、「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日)等に合わせた市民向けの啓発活動、県や公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センターなどの関係機関が実施する研修による対応スキルの向上などを通して、今後も犯罪被害者とその遺族の心に寄り添った対応に努めていきます。

● 災害時の人権問題

災害時の人権問題についての関心度は、令和元 (2019) 年に実施した「人権に関する市民意識調査」において、「非常に関心がある」と「多少関心がある」をあわせた「関心がある」の割合が 85.6%と非常に高い結果となりました。(図表 26)

平成 23(2011)年に発生した東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故や、平成 28(2016)年に発生した熊本地震において、避難所におけるプライバシー確保や、障がい者、高齢者、女性等への配慮に係る問題や、風評による誹謗中傷などの様々な人権問題が認識され、対策が必要とされています。本市は、災害時における正しい情報の提供や、人権に配慮した広報活動により、不当な差別や誹謗中傷の防止に努めます。また、災害発生時に特別な配慮が必要となる障がい者や高齢者などの内、特に支援を要する者については、あらかじめ「避難行動要支援者名簿」を作成し、地域住民の協力支援のもと、速やかな避難ができる体制づくりを推進します。

● 労働者の人権問題

労働者の人権問題として、いじめや嫌がらせなどの「ハラスメント」があります。厚生労働省が実施した令和元 (2019) 年度の「個別労働紛争解決制度施行状況」によると、「いじめ・

嫌がらせ」に関する相談が、87,570件（前年度比5.8%増）で8年連続トップとなっており、その対策が大きな課題となっています。こうした中、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（労働施策総合推進法）が改正され、令和2（2020）年6月以降順次、職場におけるパワー・ハラスメント[※]防止対策が、事業主に義務付けられることになりました。平成19（2007）年の「男女雇用機会均等法」の改正によるセクシュアル・ハラスメント[※]防止対策の義務化、平成29（2017）年の「男女雇用機会均等法」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）の改正によるマタニティ・ハラスメント[※]等防止対策の義務化と併せ、ハラスメント防止対策の強化が図られています。

また、より良い労働環境づくりのため、時間外労働の上限規制や年次有給休暇取得の一部義務化等を盛り込んだ「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革関連法）が、平成31（2019）年4月より順次施行されています。

本市は、労働者の人権に配慮した職場環境の整備を目指し、市内事業者等に対し、ハラスメント防止の取り組みや長時間労働の是正を推進するための啓発活動に努め、労働者一人ひとりのワーク・ライフ・バランス[※]の実現を支援します。

● アイヌの人々、ホームレス、北朝鮮による拉致問題、人身取引に関する人権問題

ホームレス[※]やアイヌ[※]の人々などに対する人権侵害やプライバシーの侵害についても、実情把握に努めるとともに、正しい知識を身に付け、理解を深めるよう啓発活動を行います。北朝鮮による拉致被害者や人身取引被害者については、国・県などからの情報収集に努め、必要に応じて、広報活動を行います。

人権侵害は、ある特定の個人だけに起きるわけではなく、だれもが人権侵害の加害者にも被害者にもなる可能性がある身近な問題です。市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、市民が人権問題に対する正しい知識と理解を身に付け、自分を大切にするとともに、相手も大切に思いやるの心を持てるよう、市は、今後も家庭、学校、地域などにおける人権教育や啓発活動、各種相談体制や関係団体への支援体制の充実などに取り組めます。また、社会情勢の変化に伴い新たに発生する人権問題についても、本指針の趣旨に基づき、適切な対応に努めていきます。

※パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させる行為。

※セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動や発言で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な冗談やからかいなど、相手を不快にさせる様々な行為。

※マタニティ・ハラスメント

職場等での妊娠・出産に関連して受ける不当な扱いや嫌がらせ。

※ワーク・ライフ・バランス

働く人々が「仕事」と、子育てや介護、地域活動、趣味や学習などの「仕事以外の生活」の調和を図り、充実した生活・生き方を送ること。

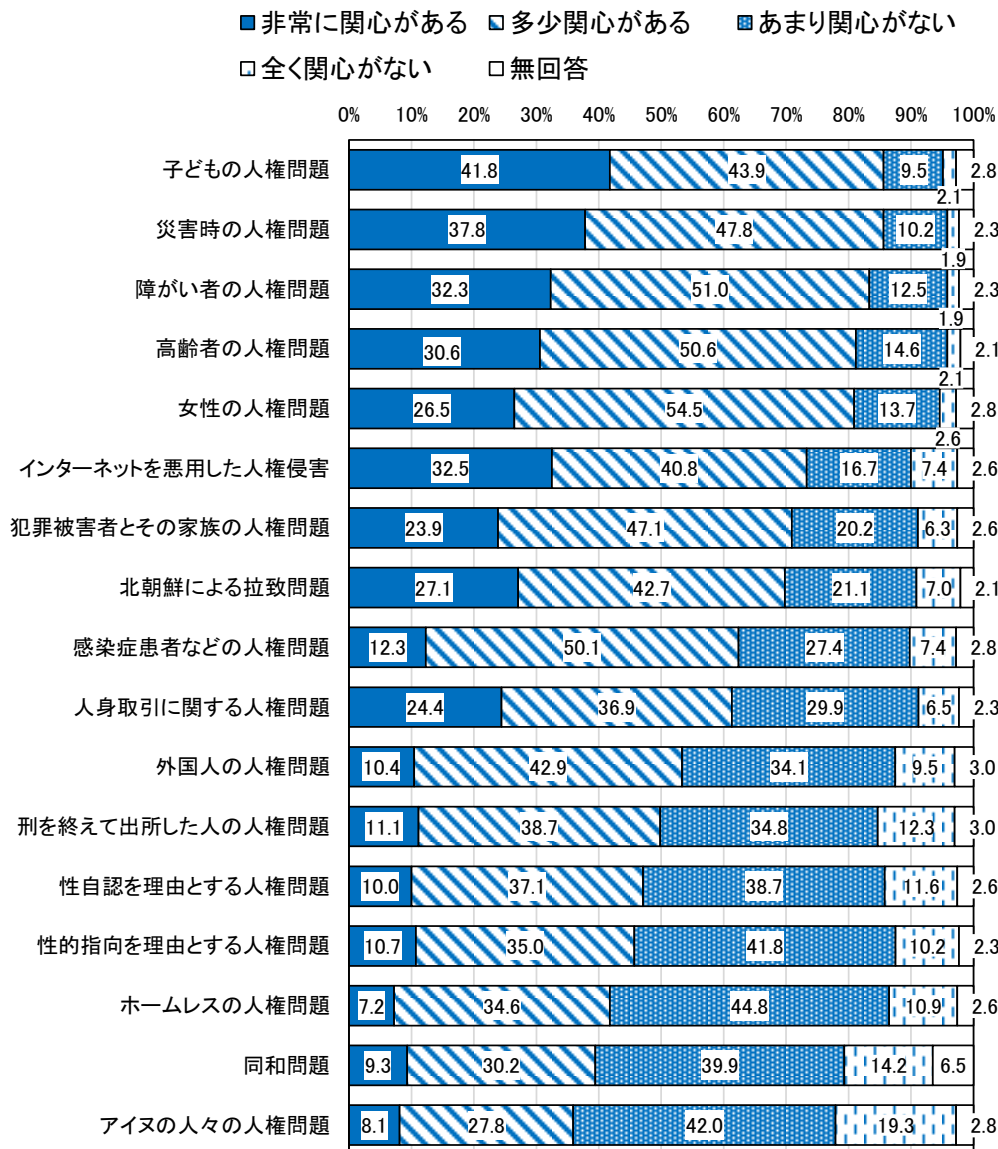
※ホームレス

都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者のこと。(ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法より)

※アイヌ

主に北海道、樺太、千島列島に居住する先住民族のこと。母語はアイヌ語で、固有の文化や生活習慣を有する。明治政府の同化政策により、アイヌ民族が居住する「蝦夷地」と呼ばれる地域が日本に併合されたことから、その数は大きく減少し、独自の言語や文化は急速に失われた。

図表 26 人権問題に対する関心



資料：令和元年「人権に関する市民意識調査」

◆今後の取り組み

◆わたしたち（市民）が取り組むこと ◆

- 興味本位のうわさや思い込みによる差別をせず、理解と支援に努めます。
- 悩み事は一人で抱え込まず、だれかに相談し、解決に努めます。

◆行政（市）が取り組むこと ◆

- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくすよう啓発を行い、その社会生活を支援します。
- 犯罪被害者とその家族などに対して、関係機関や団体などと連携し、支援施策の案内、情報提供、生活支援を行います。
- 以上の類型に該当しないその他の人権課題について、それぞれの状況に応じて、解決のための施策を検討します。

◆具体的施策 ◆

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
刑を終えて出所した人 の人権問題	刑を終えて出所した人に対する生活支援	・各機関と連携し生活保護法に沿った支援に努めます。	継続	通期	社会福祉課
	刑を終えて出所した人への人権の配慮	・保護司会や更生保護女性の会など、刑を終えて出所した人の社会復帰を支援する団体の活動を支援します。	継続	通期	生活安全課
犯罪被害者等の人権問題	犯罪被害者等に関する広報・啓発	・広報や市ホームページ等を活用し、「犯罪被害者週間」（11/25-12/1）の周知等、犯罪被害者等支援のための啓発活動を行います。	継続	通期	生活安全課
	犯罪被害者等に対する支援	・犯罪被害者から相談を受けた場合は、専門相談機関などと連携し、速やかに対応を行います。	継続	通期	生活安全課
		・犯罪被害者支援条例に基づき、見舞金の支給等の支援を行います。			
		・関係機関（公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センターなど）と連携し、被害者支援に関する情報収集に努めます。			
災害時の人権問題	災害時における被災者の人権確保	・災害時における正しい情報の提供や、人権に配慮した広報活動により、不当な差別や誹謗中傷被害の防止に努めます。	新規	通期	生活安全課
	地域防災計画に基づく要配慮者への支援	・災害発生時に備え、「避難行動要支援者名簿」を作成し、自治会等の関係機関と連携しながら、避難時等における要配慮者への支援に努めます。	新規	通期	社会福祉課 生活安全課

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
労働者の人権問題	ハラスメントの防止	・関係機関と連携して、事業所等における各種ハラスメント防止のチラシ・パンフレットを配布し、啓発活動を行います。	新規	通期	商工課
		・職場や学校におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等、各種ハラスメント防止のため、市職員、教職員に研修を実施します。	新規	通期	秘書課 学校教育課
		・ハラスメントの相談窓口の周知に努めるとともに、被害の相談があった際には、適切かつ速やかに対応します。			
	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	・関係機関と連携して、事業所等におけるワーク・ライフ・バランスに関するチラシ・パンフレットを配布する等、啓発活動を行います。	新規	通期	商工課
		・働きやすい職場環境を整備し、市職員、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を支援します。	新規	通期	秘書課 学校教育課
人々の人権問題 アイヌの人々	アイヌの人々への理解の促進	・アイヌの人々に関する正しい知識を普及するため、適切な資料の提供に努めます。また、国、県及び他課との連携に努めます。	継続	通期	社会教育課 (市民図書館)
ホームレスに関する人権問題	ホームレスなどの実情把握	・関係機関と連携して実情把握に努めます。	継続	通期	社会福祉課
	ホームレスなどに対する生活支援・救済	・実情に即した支援を検討していきます。	継続	通期	社会福祉課
人身取引に関する人権問題 北朝鮮による拉致問題	北朝鮮による拉致被害者・人身取引被害者の実情把握	・国、県などからの情報収集に努め、必要に応じて、広報、市ホームページなどでの啓発を行います。	継続	通期	生活安全課

用語解説

あ行

アイヌ (P52、P54)

主に北海道、樺太、千島列島に居住する先住民族のこと。母語はアイヌ語で、固有の文化や生活習慣を有する。明治政府の同化政策により、アイヌ民族が居住する「蝦夷地」と呼ばれる地域が日本に併合されたことから、その数は大きく減少し、独自の言語や文化は急速に失われた。

青色防犯パトロール事業 (P24)

地域の安全・安心の確保を目的とした、青色回転灯を装着した自動車による自主防犯パトロール活動。

赤ちゃんの駅 (P25)

乳幼児を連れて人が、誰でも無料で授乳やおむつ替えなどができる施設（スペース）の愛称。

いじめ 110 番ダイヤル (P20)

子どもの悩み事に、教育支援センター及び学校教育課職員が 24 時間対応する市独自の電話相談事業。

一時保護 (P14)

配偶者からの暴力などで緊急避難が必要にもかかわらず身を寄せる場所がない人を、施設で短期間保護すること。

インクルーシブ教育 (P33、P34)

障がいのある子供を含む全ての子供に対して、子供一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育支援を通常学級において行う教育のこと。

H I V (P43、P44)

ヒト免疫不全ウイルス。エイズの原因となるウイルスの一種で、感染すると病原体などから体を守る免疫力が低下し、健康時には感染しないような感染症を発症するようになる。指標となる疾患を発症するとエイズと診断される。様々な治療薬が出ており、感染の早期発見や治療の早期開始・継続により、エイズ発症を予防することが可能となっている。

か行

外国人児童生徒適応指導員 (P40、P42)

日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、外国人児童生徒の母語を使用して、日本語指導や学校生活への適応指導を行う支援員。

基幹相談支援センター (P33、P35)

地域の相談支援の拠点として、専門的・総合的に相談業務を行う機関。東濃 5 市共同で設置し、東濃圏内の 6 か所の相談支援事業所に運営を委託している。

居住地校交流（P34、P36）

特別支援学校の児童生徒が、自分の居住している地域の小中学校に行き、居住地域の児童生徒と一緒に学習活動を行うことで、つながりを深めていくことを目的とした交流事業。

心のアンケート（P18、P20）

いじめや不登校の未然防止と迅速かつ適切な対応を行うために、小中学校が児童生徒を対象に実施するアンケート。

子育てサロン（P20）

各子育て支援センターが提供している同年齢の子どもを持つ親子が集まって、子供を遊ばせながら話や情報交換をする場。

子ども・子育て関連3法（P17）

子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律。

子どもの人権SOSミニレター（P23）

相談したいことを書いてポストに投函（切手不要）すると、最寄りの法務局・地方法務局に届き、人権擁護委員や法務局職員が、相談者が希望する連絡方法（手紙・電話）で返事をし、悩みごとの相談に応じるもの。ミニレター（便箋兼封筒）は、全国の小中学校、特別支援学校の児童・生徒全員に配布される。

子ども発達支援センター（P21）

市内在住の0歳から18歳までの児童のこぼ、運動、社会性の発達に関する「発達相談」と子どもの発達段階や特徴に合った子育てができるよう「子育て相談」を行う機関。

さ行

児童虐待（P5、P17、P18、P19、P23、P24）

親または親に代わる養育者によって子どもに加えられた行為で、子どもの心身を傷つけ、すこやかな成長・発達を損なう行為。身体的虐待・性的虐待・ネグレクト（養育の放棄または怠慢）・心理的虐待の4つに分類される。

情報リテラシー（P46、P47）

情報活用能力のこと。

性的マイノリティ（P1、P48、P49、P50）

同性愛者や両性愛者、こころの性とからだの性が一致しない人等の性的少数者をいう。

セクシュアル・ハラスメント（P16、52、55）

相手の意に反した性的な発言や言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な冗談やからかいなど、相手を不快にさせる様々な行為。

中核機関（P31、P35）

権利擁護支援を必要とする人を適切な支援につなげる「地域連携ネットワーク」の仕組みにおいて、中核的な役割を果たす機関。司令塔機能・事務局機能・進行管理機能により、地域における連携・対応強化を継続的に推進する役割を担う。東濃圏域では、東濃5市共同での設置を目指し、継続的に協議を行っている。

特別支援学級（P33、P34）

障がいがあるために、通常の学級における指導では十分な指導の効果を上げることが困難な児童生徒に対し、きめ細かな教育を行うために、小学校及び中学校の中に、特別に設置された少人数の学級のこと。

特別支援学校（P33、P34）

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。（学校教育法より）

ドメスティック・バイオレンス（DV）（P5）

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力。暴力には身体的暴力（殴る、蹴る、物をぶつけるなど）のほかに精神的暴力（暴言、交友関係の規制など）や性的暴力（性行為の強制など）、経済的暴力（生活費を負担しない、就労させないなど）を含む。

発達障がい（P18、P21、P23、P34）

脳機能の問題が関係して生じる疾患。LD（学習障がい）、ADHD（注意欠如・多動性）、コミュニケーション障がいなどが含まれる。

ハラスメント（P5、P16）

嫌がらせの意味。性的嫌がらせであるセクシュアル・ハラスメントや、職場内での優位性を背景にした嫌がらせであるパワー・ハラスメント、妊娠出産等を理由に不当な扱いをするマタニティ・ハラスメントなどがある。

パワー・ハラスメント（P52、P55）

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させる行為。

ハンセン病（P43、P44）

らい菌による慢性の感染症。感染力は非常に弱く、発病しても、早期に治療すれば短期間で治癒する。平成8（1996）年に「らい予防法」が廃止されるまで、患者が療養所に隔離されたり、怖い病気という誤解から偏見や差別が広まった。

ひびきあい活動（旧：ひびきあいの日）（P20、P38、P39）

県内すべての幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校において、人権教育における行動力の育成を図ることを目的に取り組む岐阜県独自の活動。

病児・病後児保育事業（P14）

病気中や病気回復期の児童で、保護者が就労などの理由で保育できない場合に、保育所・医療機関等に付設された専用スペースにおいて児童を預かる事業のこと。

ファミリー・サポート・センター事業（P14）

子育てを地域で支え合う仕組みとして、子育ての手助けを受けたい人と行いたい人が会員となり、支え合う会員組織。

ブックスタート事業（P20）

親子のふれあいの機会と読書の習慣をつくるため、4か月児健康診査にて絵本を配布する市の事業。

不登校児童生徒（P18、P19）

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。（文部科学省定義より）

ホームレス（P52、P54）

都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者のこと。（ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法より）

防災・防犯「絆」メール（P24）

気象警報や災害などの緊急情報や防犯情報を、登録されたメールアドレスに電子メールで提供する市の情報システムの名称。

ま行

マタニティ・ハラスメント（P16、52、55）

職場等での妊娠・出産に関連して受ける不当な扱いや嫌がらせ。

や行

ユニバーサルデザイン（P24、P31、P34、P36）

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。（障害者基本計画より）

ユニバーサルデザインの授業（P33）

発達障がいの有無にかかわらず、子供にとって分かりやすく、楽しい授業を行うこと。

要保護児童（P23）

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のこと。具体的には、保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役などの事情にある子どもや、虐待を受けている子ども、家庭環境などに起因して非行や情緒障がいをもつ子どもなどが含まれる。

よく生き合う力 (P11)

「人権感覚を大切にしてお互いに生きていく力」を表現した、本指針における造語。「生き合う」とは、相手とまっすぐに向き合い、お互い支え励まし合って生きていくことを形容している。

わ行

ワーク・ライフ・バランス (P52、55)

働く人々が「仕事」と、子育てや介護、地域活動、趣味や学習などの「仕事以外の生活」の調和を図り、充実した生活・生き方を送ること。

資料編

1 人権関係年表

年	世界	国	岐阜県	瑞浪市
昭和22年 (1947年)		・「日本国憲法」施行 ・「労働基準法」施行		
昭和23年 (1948年)	・「世界人権宣言」採択	・「児童福祉法」施行		
昭和25年 (1950年)		・「身体障害者福祉法」施行 ・「精神保健法」施行 ・「生活保護法」施行		
昭和26年 (1951年)	・「難民の地位に関する条約」採択	・「児童憲章」宣言 ・「社会福祉事業法」施行		
昭和34年 (1959年)	・「児童権利宣言」採択			
昭和35年 (1960年)		・「精神薄弱者福祉法」施行	・「岐阜県青少年保護育成条例」制定	
昭和37年 (1962年)			・「岐阜県地方改善促進審議会設置条例」制定	
昭和40年 (1965年)	・「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」採択	・「同和对策審議会答申」		
昭和41年 (1966年)	・「国際人権規約」採択		・「岐阜県地方改善促進審議会」に諮問	
昭和42年 (1967年)	・「女子に対する差別の撤廃に関する宣言」採択		・「岐阜県地方改善事業推進協議会設置要綱」制定 ・「岐阜県地方改善促進審議会答申」	
昭和43年 (1968年)	・「国際人権年」			
昭和44年 (1969年)		・「同和对策事業特別措置法」施行	・「岐阜県地方改善促進審議会」に諮問	・「瑞浪市市民憲章」制定
昭和45年 (1970年)		・「心身障害者基本法」施行	・「岐阜県地方改善促進審議会答申」 ・「岐阜県同和对策事業長期基本計画」策定	
昭和46年 (1971年)	・「精神遅滞者の権利宣言」採択 ・「人種差別と闘う国際年」			
昭和47年 (1972年)			・「岐阜県同和对策事業長期基本計画」改訂	
昭和49年 (1974年)			・「岐阜県同和教育基本方針」決定	
昭和50年 (1975年)	・「障害者の権利宣言」採択 ・「国際婦人年」 ・「国連婦人の10年」(1976～1985)の決議を採択			
昭和51年 (1976年)	・「国際人権規約」発効			
昭和54年 (1979年)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択 ・「国際児童年」	・「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」批准		

年	世界	国	岐阜県	瑞浪市
昭和55年 (1980年)				
昭和56年 (1981年)	・「国際障害者年」	・「犯罪被害者等給付金支給法」制定		
昭和57年 (1982年)	・「国連障害者の10年」 (1983～1992)の宣言	・「地域改善対策特別措置法」施行		
昭和60年 (1985年)	・ILO「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」締結		
昭和61年 (1986年)	・「国際平和年」	・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」施行	・「岐阜県婦人行動計画」策定	
昭和62年 (1987年)		・「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行		
平成元年 (1989年)	・「児童の権利に関する条約」採択	・「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」施行 ・「高齢者保健福祉推進十カ年戦略(ゴールドプラン)」策定		
平成3年 (1991年)	・「高齢者のための国連原則」採択			
平成4年 (1992年)	・UNESCO「アジア太平洋障害者の十年(1993～2002)」採択		・岐阜県同和問題啓発連絡協議会設置	
平成5年 (1993年)	・世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ・「世界の先住民の国際年(国際先住民年)」 ・「世界の先住民の国際の10年」(1995～2004)の決議を採択 ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・障害者対策推進本部が「障害者対策に関する新長期計画」策定 ・「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正	・「岐阜県老人保健福祉計画」策定	
平成6年 (1994年)	・「国際家族年」 ・「人権教育のための国連10年」(1995～2004)の決議を採択	・「児童の権利に関する条約」批准 ・「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」施行 ・「新ゴールドプラン」策定	・「女と男のはあもにいプランーぎふ女性行動計画」策定	
平成7年 (1995年)	・「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択	・「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」批准 ・「高齢社会対策基本法」施行 ・「人権教育のための国連10年推進本部」設置 ・「精神保健法」から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」へ改正 ・障害者対策推進本部「障害者プラン(ノーマライゼーション7ヶ年戦略)」策定	・「岐阜県障害者基本計画」策定	
平成8年 (1996年)		・「らい予防法の廃止に関する法律」施行	・「ぎふ子どもいきいきプラン(岐阜県子育て支援計画)」策定	

年	世界	国	岐阜県	瑞浪市
平成8年 (1996年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「地域改善対策協議会意見具申」 ・「男女共同参画 2000 プラン」策定 ・「高齢者社会対策大綱」策定 		
平成9年 (1997年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1次貧困撲滅のための国連 10 年」(1997～2006) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権擁護施策推進法」施行 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行 ・「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「岐阜県国際協力推進プラン」策定 ・「岐阜県同和行政基本方針」策定 	
平成10年 (1998年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「岐阜県障害者プラン」策定 ・「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」設置 ・「岐阜県福祉のまちづくり」制定 	
平成11年 (1999年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際高齢者年」 ・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行 ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「人権擁護推進審議会答申」(人権教育・啓発の在り方) ・「ゴールドプラン 21」策定 ・「児童買春、児童ポルノ禁止法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「岐阜県男女共同参画プラン」策定 ・「岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会」設置 	
平成12年 (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約選択議定書」 ・「児童売春、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 ・「女性2000年会議」で「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「任意後見契約に関する法律」施行 ・「外国人登録法」施行(指紋押捺制度全廃) ・「民事法律扶助法」施行 ・「刑事訴訟及び検察審査会法の一部を改正する法律」 ・「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行 ・「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)施行 ・「児童虐待の防止等に関する法律」施行 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「岐阜県人権啓発センター」設置 ・「岐阜県生涯安心計画」策定 ・「岐阜県青少年育成アクションプラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「瑞浪市障害者計画」策定 ・「瑞浪市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」策定
平成13年 (2001年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「雇用対策法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「岐阜県地方改善促進審議会」に諮問 	

年	世界	国	岐阜県	瑞浪市
平成13年 (2001年)	・「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力のための国際の10年」(2001～2010)	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV法)施行 ・「新しい高齢社会対策大綱」策定 ・人権擁護推進審議会「人権擁護委員制度の改革について」答申 ・「ハンセン病療養所入所等に対する補償金の支給等に関する法律」施行	・「岐阜県地方改善促進審議会」答申	
平成14年 (2002年)		・「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 ・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」施行 ・「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 ・「身体障害者補助犬法」施行 ・「障害者基本計画」策定	・「人権宣言」県議会決議 ・「岐阜県人権同和教育基本方針」決定	
平成15年 (2003年)		・「個人情報の保護に関する法律」施行 ・「次世代育成支援対策推進法」施行 ・「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」施行 ・「少子化社会対策基本法」施行 ・「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行	・「岐阜県人権施策推進指針」策定 ・「岐阜県新・生涯安心計画」策定 ・「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」施行	・「第2期瑞浪市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」策定
平成16年 (2004年)	・「人権教育のための世界プログラム」採択	・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 ・「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」施行	・「岐阜県男女共同参画計画」策定 ・「岐阜県障害者支援プラン」策定	・「みずなみ男女共同参画プラン」策定
平成17年 (2005年)	・「生命倫理と人権に関する世界宣言」ユネスコ総会で採択 ・「人権教育のための世界計画・第1フェーズ行動計画」(~2007年)採択	・「犯罪被害者等基本法」施行 ・「発達障害者支援法」施行	・「岐阜県青少年健全育成条例」改正	・「瑞浪市地域福祉計画」策定 ・「瑞浪市次世代育成支援対策推進行動計画(みずなみ子育て応援プラン<前期>)」策定
平成18年 (2006年)	・「障害のある人の権利に関する条約の選択議定書」採択 ・「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」採択	・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 ・「障害者自立支援法」施行 ・「日本司法支援センター(法テラス)」業務開始	・「岐阜県青少年健全育成計画」策定 ・岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	・「第3期瑞浪市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」策定
平成19年 (2007年)	・「先住民族の権利に関する国連宣言」採択	・「男女雇用機会均等法」改正	・「岐阜県多文化共生推進基本方針」策定	・「瑞浪市障害者計画及び障害福祉計画」策定

年	世界	国	岐阜県	瑞浪市
平成 19 年 (2007 年)			・「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例」施行	
平成 20 年 (2008 年)	・「ハンセン病差別撤廃決議」採択 ・「障害者の権利に関する条約」発効		・「岐阜県人権施策推進指針(第一次改定)」策定	・「みずなみ男女共同参画プラン」見直し
平成 21 年 (2009 年)		・「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行	・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」策定 ・「岐阜県高齢者安心計画(第4期)」策定 ・「岐阜県男女共同参画計画(第2次)」策定	・「第2期障害福祉計画」策定 ・「第4期瑞浪市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」策定
平成 22 年 (2010 年)	・第 65 回国連総会本会議において「ハンセン病差別撤廃決議」採択 ・「人権教育のための世界計画・第2フェーズ行動計画」(~2014 年)採択		・「第2期岐阜県障がい者支援プラン」策定	・「第2期瑞浪市地域福祉計画」策定 ・「瑞浪市次世代育成支援対策推進行動計画(みずなみ子育て応援プラン<後期>)」策定
平成 23 年 (2011 年)			・「岐阜県人権教育基本方針」策定 ・「第2次岐阜県青少年健全育成計画」策定 ・「第3期岐阜県障害福祉計画」策定	・「第3次瑞浪市障害者計画」策定 ・「第3期障害福祉計画」策定 ・「第4次瑞浪市母子保健計画」策定 ・「第5期瑞浪市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」策定
平成 24 年 (2012 年)			・「岐阜県高齢者安心計画(第5期)」策定 ・「岐阜県多文化共生推進基本方針」改定	・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成 25 年 (2013 年)		・「いじめ防止対策推進法」施行 ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」制定 ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」施行	・「岐阜県人権施策推進指針(第二次改定)」策定	・「第6次瑞浪市総合計画」策定 ・「瑞浪市教育振興基本計画 みずなみ教育プラン」策定 ・「第2次みずなみ男女共同参画プラン」策定
平成 26 年 (2014 年)		・「障害者権利条約」批准 ・「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行	・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第3次)」策定 ・「岐阜県男女共同参画計画(第3次)」策定 ・「岐阜県家庭教育支援条例」施行 ・「岐阜県青少年健全育成条例」改正	・「第6期瑞浪市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」策定 ・「第4期瑞浪市障害福祉計画」策定 ・「第3期瑞浪市地域福祉計画」策定 ・「瑞浪市子ども・子育て支援事業計画」策定 ・「人権に関する市民意識調査」実施
平成 27 年 (2015 年)	・「人権教育のための世界計画・第3フェーズ行動計画」(~2019 年)採択	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行	・「第3次岐阜県少子化対策基本計画」策定 ・「岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画(第3期計画)」策定 ・「岐阜県高齢者安心計画(第6期)」策定	・「瑞浪市人権施策推進行動計画(後期)」策定 ・「瑞浪市まちづくり基本条例」施行 ・「瑞浪市健康づくり計画みずなみ健康21(第2次)」策定

年	世界	国	岐阜県	瑞浪市
平成 27 年 (2015 年)			・「岐阜県障害者総合支援プラン」策定	
平成 28 年 (2016 年)		・「部落差別の解消の推進に関する法律」施行 ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」施行	・「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」施行 ・「第 3 次岐阜県青少年健全育成計画」策定	・「第 5 次瑞浪市母子保健計画」策定 ・「瑞浪市公共施設等総合管理計画」策定 ・「瑞浪市耐震改修促進計画」策定
平成 29 年 (2017 年)		・「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行 ・「生活困窮者自立支援法」施行 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」改正	・「岐阜県人権施策推進指針（第三次改定）」策定 ・「岐阜県多文化共生推進基本方針」改定	・「第 4 次瑞浪市障害者計画」策定 ・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 ・「第 5 期瑞浪市障害福祉計画・第 1 期瑞浪市障害児童福祉計画」策定 ・「第 7 期瑞浪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」策定
平成 30 年 (2018 年)				・「第 2 次みずなみ男女共同参画プラン（後期）」策定 ・「第 6 次瑞浪市総合計画 後期基本計画」策定 ・「瑞浪市教育振興基本計画 みずなみ教育プラン・後期計画」策定
平成 31 年 (令和元年) (2019 年)	・「人権教育のための世界計画・第 4 フェーズ行動計画」（～2024 年）採択	・「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行 ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」施行		・「瑞浪市犯罪被害者等支援条例」施行 ・「人権に関する市民意識調査」実施 ・「第 4 期瑞浪市地域福祉計画」策定 ・「第 2 期瑞浪市子ども・子育て支援事業計画」策定
令和 2 年 (2020 年)		・「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」改正		・「瑞浪市特定事業主行動計画」策定 ・「瑞浪市障害者活躍推進計画」策定

2 関連法規等

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

- 1 すべての人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

- 1 すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

- 1 すべての人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

- 1 すべての人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあず

かる権利を有する。

- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和21年11月 3日公布

昭和22年 5月 3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

（基本的人権）

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

（自由及び権利の保持義務と公共福祉性）

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重と公共の福祉）

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（平等原則、貴族の制度の否認及び栄典の限界）

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

（思想及び良心の自由）

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

（信教の自由）

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、

又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護)

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

(居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由)

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

第23条 学問の自由は、これを保障する。

(家族関係における個人の尊厳と両性の平等)

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務)

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利と受けさせる義務)

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止)

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

(基本的人権の由来特質)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年11月29日制定

平成12年12月6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

関連法規等（抜粋）

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（抄）

（昭和60年7月1日条約第7号）

第2条

締結国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追及することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

（d）女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

「男女共同参画社会基本法」（抄）

（改正：平成11年12月22日法律第160号）

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（抄）

（改正：平成28年12月14日法律第102号）

（定義）

第2条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

- 一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- 四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 2 前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- 一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。
- 3 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等（第一項第一号から第四号まで及び第五号（電子メールの送信等に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復してすることをいう。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（抄）

（改正：令和元年6月26日法律第46号）

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第3条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(抄)

(改正：令和2年3月31日法律第14号)

(性別を理由とする差別の禁止)

第5条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第6条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第9条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

- 2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。
- 3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等)

第11条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者とその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等)

第11条の3 事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(抄)

(改正：令和元年6月5日法律第24号)

(不利益取扱いの禁止)

第10条 事業主は、労働者が育児休業申出をし、又は育児休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等)

第25条 事業主は、職場において行われるその雇用する労働者に対する育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置の利用に関する言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

「児童の権利に関する条約」(抄)

(平成15年6月12日条約第3号)

第2条

1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

第12条

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

第13条

1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

第19条

1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

第34条 締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

(a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。

(b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。

(c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

第42条 締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規則及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(抄)

(改正：平成：26年6月25日法律第79号)

(目的)

第1条 この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性

に鑑み、あわせて児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を規制し、及びこれらの行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することを目的とする。

(教育、啓発及び調査研究)

第14条 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの所持、提供等の行為が児童の心身の成長に重大な影響を与えるものであることに鑑み、これらの行為を未然に防止することができるよう、児童の権利に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの所持、提供等の行為の防止に資する調査研究の推進に努めるものとする。

「児童虐待の防止等に関する法律」(抄)

(改正：令和2年6月10日法律第41号)

(目的)

第1条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(児童虐待の定義)

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第16条において同じ。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童に対する虐待の禁止)

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

(児童虐待の早期発見等)

第5条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

(親権の行使に関する配慮等)

第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法（明治29年法律第89号）第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

「老人福祉法」(抄)

(改正：令和2年6月12日法律第52号)

(基本的理念)

第2条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

「高齢社会対策基本法」(抄)

(改正：平成11年7月16日法律第102号)

(基本理念)

第2条 高齢社会対策は、次の各号に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。

- 一 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- 二 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会
- 三 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

(就業及び所得)

第9条 国は、活力ある社会の構築に資するため、高齢者がその意欲と能力に応じて就業することができる多様な機会を確保し、及び勤労者が長期にわたる職業生活を通じて職業能力を開発し、高齢期までその能力を発揮することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(健康及び福祉)

第10条 国は、高齢期の健全で安らかな生活を確保するため、国民が生涯にわたって自らの健康の保持増進に努めることができるよう総合的な施策を講ずるものとする。

(学習及び社会参加)

第11条 国は、国民が生きがいを持って豊かな生活を営むことができるようにするため、生涯学習の機会を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境)

第12条 国は、高齢者が自立した日常生活を営むことができるようにするため、高齢者に適した住宅等の整備を促進し、及び高齢者のための住宅を確保し、並びに高齢者の円滑な利用に配慮された公共的施設の整備を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(抄)

(改正：令和2年6月12日法律第52号)

(目的)

第1条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務等)

第3条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第4条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(抄)

(改正：令和2年6月10日法律第42号)

(目的)

第1条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置、移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(国の責務)

第4条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、関係行政機関及びこれらの者で構成する会議における定期的な評価その他これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援その他の移動等円滑化の

実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(施設設置管理者等の責務)

第6条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の責務)

第7条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めなければならない。

「障害者基本法」(抄)

(改正：平成25年6月26日法律第65号)

(目的)

第1条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(地域社会における共生等)

第3条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(差別の禁止)

第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- 3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

「発達障害者支援法」(抄)

(平成28年6月3日法律第64号)

(目的)

第1条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うとともに、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑み、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援を図り、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることに鑑み、前条の基本理念(次項及び次条において「基本理念」という。)にのっとり、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族その他の関係者に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、発達障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の発達障害者の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を行うものとする。
- 4 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。
- 5 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活、警察等に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。

(国民の責務)

第4条 国民は、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、発達障害者の自立及び社会参加に協力するように努めなければならない。

「知的障害者福祉法」(抄)

(改正：平成30年6月27日法律第66号)

(目的)

第1条 この法律は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)と相まって、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図ることを目的とする。

(自立への努力及び機会の確保)

第1条の2 すべての知的障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参

加するよう努めなければならない。

2 すべての知的障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

(国、地方公共団体及び国民の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、知的障害者の福祉について国民の理解を深めるとともに、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護（以下「更生援護」という。）の実施に努めなければならない。

2 国民は、知的障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、知的障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(抄)

(改正：令和元年12月11日法律第71号)

(目的)

第1条 この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによつて、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

(国及び地方公共団体の義務)

第2条 国及び地方公共団体は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業と相まって、医療施設及び教育施設を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによつて精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるように努力するとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。

(国民の義務)

第3条 国民は、精神的健康の保持及び増進に努めるとともに、精神障害者に対する理解を深め、及び精神障害者がその障害を克服して社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をしようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

(正しい知識の普及)

第4条 都道府県及び市町村は、精神障害についての正しい知識の普及のための広報活動等を通じて、精神障害者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めるように努めなければならない。

「身体障害者福祉法」(抄)

(改正：平成30年6月27日法律第66号)

(法の目的)

第1条 この法律は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）と相まって、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(自立への努力及び機会の確保)

第2条 すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めなければならない。

2 すべての身体障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参

加する機会を与えられるものとする。

(国、地方公共団体及び国民の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護（以下「更生援護」という。）を総合的に実施するように努めなければならない。

2 国民は、社会連帯の理念に基づき、身体障害者がその障害を克服し、社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

（平成25年6月26日法律第65号）

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」（意見具申）（抄）

（平成8年5月17日 地域改善対策協議会）

今世紀、人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種や民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は「人権の世紀」と呼ぶことができよう。

我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。戦後50年、本格的な対策が始まってからも四半世紀余、同和問題は多くの人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを

得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われていると言えよう。また、国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。

同対審答申は、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

差別意識の解消のために教育及び啓発の果たすべき役割は極めて大きく、これまで様々な手法で施策が推進されてきた。しかしながら、同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。

今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動のなかで積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取り組みを踏まえて積極的に推進すべきである。

「部落差別の解消の推進に関する法律」

(改正：平成28年12月16日法律第109号)

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(抄)

(平成7年12月20日条約第26号)

この条約の締約国は、人種的相違に基づく優越性のいかなる理論も科学的に誤りであり、道徳的に非難されるべきであり及び社会的に不正かつ危険であること並びに理論上又は實際上、いかなる場所においても、人種差別を正当化することはできないことを確信し、次のとおり協定した。

第6条 締約国は、自国の管轄の下にあるすべての者に対し、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、この条約に反して人権及び基本的自由を侵害するあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利を確保する。

「ハンセン病療養所入所者に対する補償金の支給等に関する法律」(抄)

(改正：平成18年2月10日法律第2号)

ハンセン病の患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。我が国においては、昭和28年制定の「らい予防法」においても引き続きハンセン病の患者に対する隔離政策がとられ、加えて、昭和30年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となったにもかかわらず、なお、依然としてハンセン病に対する誤った認識が改められることなく、隔離政策の変更も行われることなく、ハンセン病の患者であった者等にいたずらに耐え難い苦痛と苦難を継続せしめるままに経過し、ようやく「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されたのは平成8年であった。

我々は、これらの悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病の患者であった者等に対するいわれのない偏見を根絶する決意を新たにしているものである。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(抄)

(改正：令和元年6月14日法律第37号)

我が国においては、過去ハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ的確に対応することが求められている。

(基本理念)

第2条 感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、これらを目的とする施策に関する国際的動向を踏まえつつ、保健医療を取り巻く環境の変化、国際交流の進展等に即応し、新感染症その他の感染症に迅速かつ適確に対応することができるよう、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進されることを基本理念とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、病原体等の検査能力の

向上並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権を尊重しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域の特性に配慮しつつ、感染症の予防に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

3 国は、感染症及び病原体等に関する情報の収集及び研究並びに感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進、病原体等の検査の実施等を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

(国民の責務)

第4条 国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

「個人情報の保護に関する法律」(抄)

(改正：令和2年6月12日法律第44号)

(目的)

第1条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(抄)

(改正：平成30年6月20日法律第59号)

(定義)

第2条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

(性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い)

第4条 性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法（明治29年法律第89号）その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。

2 前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」(抄)

(改正：平成29年6月2日法律第45号)

(犯罪被害者等給付金の支給)

第3条 国は、犯罪被害者があるときは、この法律の定めるところにより、犯罪被害者又はその遺族（これらの者のうち、当該犯罪被害の原因となつた犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、

かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。) に対し、犯罪被害者等給付金を支給する。

「犯罪被害者等基本法」(抄)

(改正：平成27年9月11日法律第66号)

(目的)

第1条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(基本理念)

第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受け取ることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(抄)

(平成31年4月26日法律第16号)

(目的)

第1条 この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化(以下「アイヌの伝統等」という。)が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌ施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置、市町村(特別区を含む。以下同じ。)によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置、アイヌ政策推進本部の設置等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(抄)

(改正：令和2年3月31日法律第14号)

(雇用管理上の措置等)

第30条の2 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要

かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。